



大部分隻が悪しかったというのに思っておられたが、ですけれども、そういう意味で、地域に十分資金が回っているか、中小企業さんに資金が回っているか、特に小規模層に回っているか、これは大変に懸念されるところで、あつたわけござります。

一つめくついていただきまして、図の二というのをございます、四ページ目ですが、ここでは借り入れ難易度という数字をピックアップしてござります。短期の資金あるいは長期の資金、かなり厳しくなっているなという感じがおわかりいただけらるだらうと思います。かつて、二〇〇二年ぐらいに厳しい時期がございましたが、それにもう近づきつつある。この調査は例のリーマン・ショック以前のものでござりますので、現況はかなり厳くなつてゐるのではないか、こんなふうに考えておりまして、ここできちっとした手を打つておかなければいけないと、いうのが現状だらうと思つております。

あわせて、五ページ目を見ていただきますと、これはもうよく出てくるものでございますが、いわゆる企業の開業と廃業という問題でチェックいたしますと、廃業の率が非常に高まつてきている。ということが言われまして、長期的には、日本の経済というのは、企業数が毎年数万社ずつ、十万人ぐらい減つてゐるといふ社会になりました。人口も減つてゐるわけですが、企業数も減つてゐる。企業減少社会に突入をしておりまして、経済の足元が非常に心配な状況になつてきて、いるわけでござります。そういうことで、それをどういう形でバックアップしていくかというのが非常に重要なことではないか、産業のそ野をきちと育てていただきたいねということをござります。

今回の法改正で中小企業に対する信用供与の円滑化ということが明記されましたことは、そういう意味では大変心強いことではないだらうかといふうに考えておりますから、そういう意味での評価は大いにしたいと思つておるところです。

そういう過程で、今さまざま議論されている問題は、一つは経営責任の問題があろうかと思いますし、あるいは数値目標のようなものがあろうかと思うんですが、これは一律に課すというのがなかなか難しい状況ではないかというのが私の判断でございます。一つは、数値目標を入れて、何%やりなさいということを言いますと、これは別にな、例えばリレーションシップランキングというところで議論したときに、数字づくりに終わってしまうということがありました。チェックリストに数字を入れておけばいいじゃないかということです、実効が上がらないことが出てまいります。

したがいまして、こういうところをいかにモニタリングするか、フォローアップするか私は重要なことではないかと思つております。この法律には審査会という機能がございまして、その審査会でさまざまフォローアップする、あるいは半期ごとにチェックするということができますので、そういう機能を十分生かしていくれば、使いやすさあるいは実効性が上がるのではないかだろうかとうふうに考えておるところでございます。

あわせて、そういう過程で、ちょっと話が飛んでしまうかもしれませんですが、七ページ、八ページの辺でございますけれども、例えば、現在、デット・デット・スワップというようなやり方ですが、借入金の一部を自己資本にカウントで生きるような考え方がどんどん定着して、金融検査マニュアルでも使えるようになつてきておりまます。こういったものを大いに活用しながらやつていただくというようなことが重要ではないか。

あるいは、八ページ目は、実は現在我々が取り組んできた作業の一つなのですが、担保あるいは保証に過度に依存しない融資をしていただこうではないか。いわゆる地域密着型金融ですか、このときには、ソフト情報といいますが、ハード情報、いわゆる財務諸表に対して、目に見えない、経営

の三でじせ小ま○○てだでしとで期るみ雇が業がととるいよ動いらうを

わそうという問題がございます。

こういうようなことにじっくり取り組む、ある  
は、A B Lという英語を使いますけれども、不  
産ではないさまざまな担保を使う、こういった  
うなことによりまして、こういう計画を立てて  
つていただき、そして地域に資金がきちっと回  
るような形をつくっていただく、これが重要なこ  
とのではないだろうかというふうに考えておる  
ところでございます。

私は、六ページにちよつと説明を省いたところ  
ござりますけれども、廃業率が高まつていて開  
が少ないと、いうデータがよく使われるのです  
、あえて一枚つけましたのは、実際に第三者を用  
してそれを支えていくことが足元では重要なこと  
ございますので、ぜひこういう形で進めていた  
ければよろしいのではないかというふうに考え  
おります。

以上でございます。（拍手）

**田中委員長** ありがとうございます。

次に、佐伯参考人にお願いいたします。

**佐伯参考人** 中小企業団体中央会の佐伯と申し  
す。

私は、中小企業の経営者の立場から、現在の中  
企業の現状並びに対策に関する要望等を述べさ  
ていただきたいというふうに思います。

なかなか中小企業団体中央会という名前を御存  
でない方もいらっしゃるんじゃないかと思うの  
、ちょっとだけ説明させていただきますと、約  
万二千組合、協同組合が全国にある。その傘下に  
中小企業が三百万社と言われている。日本の中

ふうな現状でございます。この中で、我々中央会として全国の情勢をますと、中小企業、九月に入つてからかなくなつてきている。今、村本先生もおつてあるようだ。D-I指数がずっと悪いといいましたけれども、さらに最近の我々中調査におきましても、D-I指数が、景気の悪さを引いたのが物すごく大幅に、急激してきているというものが現状でございまます。

うのは、御承知のとおり、これは大企業を中心とするものであります。円高とかあるいは世界的な大不況の中でも伸びが伸びていない。大企業が伸びないといは中小企業の受注も減りますので、結局仕事非常に少ない。あるいは原材料が値上がりも価格にならぬ転嫁できない。そういう非常に苦労をしているというふうなことでます。

私、宮城県の出身なんですけれども、中しまして、宮城県内の各企業を地区ごとに中央会と称して十月に回つたばかりなんですが、まだまだいい方だと思うんですけれどよつと三十分くらい車で行けば、中核都市れる地方のシャツ一通りが目立ちます。これら、沿岸部の魚のとれない漁業基地という大変な不況に入つてゐる。

いう中で、さらに追い打ちをかけるように関の貸し渋りということが起きている。この小企業にとっては死活の問題であります。うような現況が、麻生総理は暴風雨だといますけれども、本当に大変な暴風雨で、企業がその中で生きているというふうなこと解いただければと思う次第でございます。

先生方も、地方の製造業とか、あるいはいいますけれども、本当に大変な暴風雨で、ター通りじやないですけれども、商店街のこらんいただければ、いかに中小企業が大なるか、特に二十人以下あるいは五人以下の





テム、この二つのセーフティーネットで地域の皆様の大切な資産をお守りしているわけでござります。

最後に、六ページをお開きいただきたいと存じます。

農業者を初めといたします地域の皆様からお預かりをいたしました貯金は、都道府県段階の信連を通じまして農林中金に預けられ、農林中金からは信連、JAに対し利益還元を行い、この還元をされました利益を原資といたしまして、信連、JAは地域の皆様へさまざまなかたちで貢献をする、こういう流れになつております。資金運用とその利益の還元を通じまして、私ども農林中金も地域の皆様に貢献させていただいているわけでござります。

以上のように戸田中金・県信連・JAは今後として一つのJAバンクを構成いたしておりまして、おののの役割、機能、これを分担しながらも、全体として、組合員、利用者の利便性の向上に努めて、ひいては、地域の発展、活性化に貢献をしているものと考えているところでござります。

以上で資料の方の説明を終わりたいと思います。

次に、最近の金融市場についてでございますけれども、日本の株価の動向に象徴されますように、アメリカ発の金融危機は比較的傷が浅いと言われております日本にも影響が拡大をいたしておりますからさらに大規模な投げ売り相場が、二段、三段、こういうふうに展開をするということになりますれば、まさに未曾有の状況といふことでござります。実体経済も混乱をするだろうと思ひますけれども、日本全体が金融機能の維持に困難を来す、こういう可能性もなしとはしないのではないかと考える次第でございます。

私はかねがね、こうした困難な事態に備えまして、G7で合意されました内容に沿つた全面的な政策対応が必要だと考えておつたわけでござりますけれども、現在、総理のリーダーシップのもと

に進めておられるさまざまな対策、例えば、日銀によります外貨や円貨の流動性供与でございますとか、株式の空売り規制強化等の対策、これらは、まさにG7の合意に即してスピード感を持つてお取り組みをいただいているものと受けとめているところでござります。

また、昨日決定されました追加経済対策につきましても、市場の安定化対策が盛り込まれていて、同じ流れの中での的確に御対応していただいているものと考えております。

この委員会で審議をされます金融機能強化法につきましても、この趣旨にありますように、G7行動計画を具体化するための措置の一環、こういう位置づけをされました上で、金融機関の資本増強に関する特別の措置を講ずることによって、金融機能の健全かつ効率的な運営の確保でございますとか、あるいは地域における経済の活性化が図られる、こういうことになつてゐるわけでござります。

先ほども申し上げましたとおり、私どもは自助努力としての独自のセーフティーネットの仕組みを備えておりますし、また、農林中金単体といつしましても経営に心配はないと考えておりますので、現時点で公的資金注入の要請を行うことは相定をいたしておりませんが、例えば、本法の一般的な取り扱いと異なる取り扱いということが措置をされますと、JAバンクの顧客でございますとかあるいは市場からの信認に影響が生ずるという懸念を払拭できません。この場合には、JAバンク、JFマリンバンク、この窓口に不測の事態が生ずるおそれでございますとか、あるいはこれによつて、JAバンク、JFマリンバンクが地域で果たしております金融機能に大きな支障が生じるおそれがございます。

ぜひ、この件につきましては、大局的な観点からのお審議をお願い申し上げたいと思います。最後になりますが、私自身、地域金融とともに国際金融市场と向き合っております中で、市場の

○田中委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。 関芳弘君。

○田中委員長 以上、御清聴いただきましてまことにありがとうございました。(拍手)

○田中委員長 以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○田中委員長 おそれがございます。 ぜひ、この件につきましては、大局的な観点から御審議をお願い申し上げたいと思います。 最後になりますが、私自身、地域金融とともに国際金融市場と向き合っております中で、市場の動きは大変に速く、また、疑心暗鬼が非常に大きな振幅となって市場変動に即座に結びつくという現実を実感いたしております。日本の金融機関に対する信頼を下支えする今回の法案がスピード感を持って成立をいたしますよう、先生方に格段の御配慮をお願い申し上げます。

○閔委員 私は、自由民主党の閔芳弘でござります。  
本日は、参考人の皆様、本当にありがとうございました。現場の声をしっかりと聞かせていただきたいと思います。

今、アメリカのサブプライム問題に端を発します世界同時不況が一刻と全世界をむしばんでいます。こう、このような状況になつてきているわけですが、さいますが、それを何とか食いとめないといけない、本当にオール・ジャパン一体となつてそれを何とか食いとめていこう、このような状況だと思います。

一番初めに、村本先生の方にちよつとお伺いをしたいと思うんですが、このような内容の中、いわゆる中小企業を救おうという名目のものと、今回のような法案をつくってきたわけでございます。このような中、中小企業を本当に助けていこう、この法律が本当に機能するためには何をしていかないといけないのか。これは、法律だけでなく、運用ベースは本当に難しい。私も金融機関で十七年ほど実体験がございますけれども、本当にこれが機能するのかというところが大きな問題だと思うんです。

そのような中にありますて、企業並びに金融機関が本当に一体となつた努力をしていかないといけないと思うんですが、企業側の方の立場からすれば、公的な資金というのを金融機関に資本注入するのではなくて、国として直接我々にくださいね、その方が直接的に我々やりやすいんだと思うんですよ。けれども、そんな方法というのは実際にはあり得ないと思うんです。やはり金融機関を開通さざるを得ないと思うんです。

このよきが中にあって、企業  
なつた動きをするための先生からのポイントとい  
いますか、この点に注意してほしいなという点が  
あれば、まず村本先生に一言御意見をいただきたい  
いと思います。

こういうシステムをついた場合に一番重要なのは、まさにおっしゃるように、運用の過程ではないかと思つております。

の企業に資金を入れた方がよっぽどいいんじやないかという御意見も実はございます。ただ、これをやりますと、外からのチェックといいましょうか、経営相談あるいはコンサルティング、こういうようなことが余り働くないということがござります。

金融機関の大きな役割というのは、個別企業に

対する経営指導あるいは経営相談に応ずる、あるいはコンサルティングに応ずる、さまざま、ハンドオフといつていいんでしょうか、そういうことができることでございますので、そういうことを發揮していただく、それができるようなシステムとして動くことが一番大事なこと、したがいまして、金融機関がそういうものをまさに自分の使命だと感じていただく、ここにポイントがあるんじやないかと考えております。

以上でございます。

○関委員 私も、本当に村本先生がおっしゃるとおりだと思うんです。一たん金融機関を通すということというのは、その金融機関が那一社一社の状況をお伺いして資金を貸し出しをする際に、今までいろいろなほかの企業さんとのつながりがあるわけですから、そこからいろいろな情報を金融機関というのは持っているはずですよね。そのときには、先生が今おっしゃられたような、コンサルをされる、本当に企業を救っていく、お金を貸して利益を得ようということが、いわゆる、株式会社であれば利益の極大化というのが目的でありますけれども、そうではなくて、今回のようないのような世界同時不況が及んでこようというようなときには、金融機関が持っているノウハウ、知識というのを本当にしつかりと企業にお与えし、お渡しをし、企業に何とかこのようないふくを持ちこたえてもらう、そのことを一生懸命されること、それを私も金融機関に期待することございます。本当に、村本先生の貴重な御意見をありがとうございます。

では、続きまして、第二地銀の横内会長に御意

見を賜りたいと思います。

今、村本先生がおっしゃられたような感じでコンサルという面をしっかりと行つていただきたい。しかしながら、このような不況の中、私も金融機関の経験がありますけれども、金融機関側とすれば、本当に大混乱するというのがもう目に見えて予想されます。

例えば通常であれば、一つの金融機関の支店のところに、お金を貸してくださいと一日に十社の企業が相談に来る。というふうな状況が通常の経済状況であるとすれば、このような不況の中にあると、百社、二百社が一挙に押し寄せてくる、お金を貸してくださいと相談に来るというふうな状況も想定されます。このような状況を受けられる、いわゆる本当の金融機関としての運用面ですね、受け切れるような体制というのをとつておかないといけない。

これは本当に私は重要なポイントだと思います。そのような中にあって通常よりも十二分なコンサルをやらないといけない。一方、そこまでしてでもどんどん倒れていく企業が出てくるであろうというふうな状況まで想定されます。

一方、そのような中、金融機関の体力、自己資本はどんどん低下していく。このような中であります。そのように企業を救っていく、お金貸し出しができ、十分な利益を得ようということが、いわゆる、株式会社であれば利益の極大化というのが目的でありますけれども、そうではなくて、今回のようないふくを持ちこたえてもらう、そのことを一生懸命すること、それを私も金融機関に期待することございます。本当に、村本先生の貴重な御意見をありがとうございます。

トだと思います。

まず一つ目、会長にお伺いしたいのは、先般、

山一証券や北海道拓殖銀行が残念ながらダウンしてしまった、前の国内におけるその金融危機の状況と比べて、今回の世界同時不況がどれぐらいの規模になるだろうか。前の状況でさえも、うわつ、もうこれはダウントしそうだ、もう我々の企業はダメだと言っているのが何とかぎりぎり持ちこたえたというふうな状況よりもっと大きな状況とお考えなのか、そこら辺の状況はどうぞぐらいののかというのをまず一点目めどをお答えしていただきたいということと、先ほど申し上げたよう

な、非常に難しい運用ベース、どのような体制で、例えれば極端な話、銀行の一つの支店にたくさんの人、今の倍ぐらいの人を張らないと、人員配置をしないと、本当に中小企業のニーズにこたえられないようなんそんな状況になつているんじやないかと私思ふんですが、そういうふうな人員増強だとをすると、その金融機関自身の、自分たちの体力自身をどんどん食つてしまふわけです。それが、今回の資本注入のお金全部自分たちの体力増強のために使つてしまふ、中小企業にお金が流れない、このような状況さえ生まれてくるんじゃないかと思う中で、どのようなうまい経営方針をとられていくかとしているのか。この二点、会長、聞かせてください。

○横内参考人 お答え申し上げます。  
まず第一点、過去の、経験したあのバブルのときの、例えは山一証券や北海道拓殖銀行が破綻したときの状況とどう違うかという点でございますけれども、事柄の内容は、日本で経験したバブルのためだけにその資本注入が使われるのではなくか、この発端がアメリカの住宅金融問題で発端があつたか、こういういろいろな違いはござりますけれども、金融機関にとつての影響というのは、それにも、事柄の内容は、日本で経験したバブルにしましても、金融機関の資産の劣化といいますか、こういう点では基本的には同じであります。ただし、前回の場合は、それが貸し出しの分野で大規模に起こりました。今回の場合は、有価証券運用の場合で大規模に起つてお

ります。こういう性格の違いがありますけれども、

も、自己資本の問題ということでは共通した根が食います。

私ども、地方の金融機関ですが、地方の金融機関というのは、地方の経済活動、なかんずく中小企業に、お金、つまり経済の血液を供給する。例えて言えば、人体で言えば、送り出す心臓の役割を持つております。自己資本比率が低下してくると、ということは、この送り出す力にやはり相当問題が出てきています。

もう先生方には釈迦に説法でございますけれども、自己資本比率と申しますのは、有価証券ですかと貸し出しだとか、こういう金融機関の運用の資産、リスク資産といいますが、これを分母として、上にこういう自己資本、そういう式で計算されますが、今、上の部分の自己資本が、金融機関の有価証券運用の評価損が出てまいりますと、これを自己資本から一定の計算式で引いていくことになりますので、どんどん分子が小さくなる。

先ほど私の冒頭陳述でも申しましたが、今は自己資本をふやそうという努力をしようとしているが、こんな市場の混乱の中で、この努力がなかなか実現できません。そういうふうなことをこのまま放置しておきますと、どうしても、金融機関と機関の有価証券運用の評価損が出てまいります。

そこで、本当に中小企業を救うためにそのお金が融資の中でも九九・七%をも占めると言われております。その中小企業を救うために、金融機関自身の存続のためだけにその資本注入が使われるのではなくて、本当に中小企業を救うためにそのお金が融資の形で使われていくのかどうなのか。これつけて本当に大きなポイントだと思うし、今回の法案のためだけにその資本注入が使われるのではなくて、本当に中小企業を救うためにそのお金が融資の形で使われていくのかどうなのか。これつけて本当に大きなボイントだと思います。ただ、前回の場合は、有価証券運用の場合で大規模に起つておりました。この場合に、国のそういう資金を分子の方へ投入する仕組みをつくつていただきたい。これに対しましては、過去に経験がありますけれども、私ども金融機関経営にとりましては、同じ大規模な影響だと言つておきます。ただ、前回の場合は、それが貸し出しの分野で大規模に起こりました。この場合に、先生が御指摘いただきましたように、それでは、一般的の市場で調達しにくいうな方の問題か、あるいは、貸し出しに起つた実際のそういう資産の毀損かという違いもありますが、金額が万一千という事態に対応いたしまして、融機関が万一千という事態に対応いたしまして、まさに先生が御指摘いただきましたように、それ

か。これはもう金融機関の最大の務めである。これなくして国民の皆様方の理解を得られない。先ほど、先生が例えればの例でお話しになりました、金融機関はお客様がそういうふうに仮に殺到したときに対応能力があるかどうか、こういう点でございますが、私ども第二地銀は、もともとが中小企業金融をベースに仕事をしてきておりました。中小企業金融をベースに仕事をするというのには、最近で申しますと、地域密着金融、こういう仕事のやり方をしておりまして、お客様と日常から密接なコンタクトをとつていて、こういうビジネスモデルになっております。

これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○古本委員 おはようございます。民主党の古本伸一郎と申します。

きょうは、参考人の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御対応いただきましてありがとうございます。

私からは、きょういらっしゃっておられる皆様の中ができるだけ満遍なく御意見はいただきたいと思っておりますが、少し無作法な部分があります。した、お許しをいただきたいと思っております。

まず、農林中金の上野理事長からは、たまたま、現在の経営は安定している、現時点での予防的な注入は考えていない、それを受けることは考えていない、予防的注入を受けることは考えていないとおっしゃった。ただし、不測の事態に備え、この枠組みの中にぜひ入れていただきたい、そういう趣旨のように聞こえたんですが、逆にメガバンクなんかでは、昨今、まさに増資をし、みずから資金調達をするという動きを見せておりで、この枠組みに入らないことこそ、天下の農林中金だということであるならば、逆に入らない方がいいんじゃないかな、こういう見方もあるんですか。この際、御辞退するというお考えはございませんか。

○上野参考人 おっしゃられましたとおり、私も、現在、予防的な注入の必要性は全然感じおりません。

ただ、農林中金だけが仮にこのセーフティーネット、私は、今回の法案は金融機関に対するセーフティーネットを張るという役割があるといふうに理解をいたしているから申し上げるわけですが、ざいますけれども、このセーフティーネットが農林中金だけかぶらないということになりますと、これはもう金融の世界で大変な農林中金に対する悪いレビューとなることがありますか、これを来すということを私は懸念をするわけでございま

す。

そこまで決断をしろと言われて、それは、言葉

としてそれに対する対応の意思を表示するとい

うことを考へないわけではないんですけれども、こ

こはやはり、セーフティーネットの対象にならな

いということのデメリットというのは御理解をい

ただきたいと思います。

○古本委員 事前に、委員部でしようか調査室で

しようか、いただいているいろいろな諸先生方

の略歴を拝読させていただく中で、「理事長メンツ

セージ」ということで、アニュアルレポートの中

で恐らく書かれているんだと思いますが、農林中

金が農林漁業系統協同組織の中で果たす基本的役

割ということ、第一に、「融資や有価証券投資

などの効率的かつ安定的な運用を行い、これらに

より得られた収益を出資者および利用者である系

統団体に還元しています。」こういうふうにここで

言つていただいているんです。

○上野参考人 約十兆程度かと思います。

○古本委員 逆に、預証率といいましょうか、有

価証券への投資あるいは国債運用、いわゆる投資

に回しておられる割合はどのくらいありますで

しょうか。

○上野参考人 約三十六兆ぐらいだと思います。

○古本委員 ありがとうございます。

二地銀全体で二六%ぐらいになります。

○古本委員 あわせて、預貸率も、貸し出している割合もお尋ねさせていただきます。

○横内参考人 失礼しました。

貸し出しが、業界全体で預貸率が十九年度の統計では七六%、預証率が二三%。北洋銀行は、少し貸し出しの比率が低くて、約三割強が預貸率ということになつております。

○古本委員 つまり、このたび、予防的に国の保証をつけ資金を注入しても、先ほど来、佐伯全国中小企業団体中央会長がまさに御懸念をいたしているように、毛細血管の細部にまでそのお金が回らないと意味がないわけでありまして、この預貸率がまさに問われるんです。

そうしますと、実は、預貸金利ざやという言葉があると思うんです。つまり、銀行として百円のお金を探ぐためには、幾らお金を貸せば百円を稼げるか、こういうことでちょっとお尋ねしたいと思うんです。これは、事前に技術的な数字ですのでお願いをしていると思いますので、北洋銀行の個別の例でいえば、この預貸金利ざや、大体何%であるとなるんでしょうか。

○横内参考人 現在、北洋銀行のケースで申しますと、二十年の三月期で預貸金利ざやは〇・六五%となつております。

○古本委員 つまり、会社として百円の収益を上げるために、大体二万円ぐらい貸し出せば百円の収益が上がるという効率でいらっしゃると思ひます。

さて、農林中央金庫さんの場合には、この預貸金利ざやは何%ぐらいなんでしょうか。

○上野参考人 いわゆる預貸利ざやは〇・〇一%程度でござります。

○古本委員 つまり、百円を農林中金さんとして稼ぐには、百万円を貸さないと百円の利益が出ないんです。

これは、ディスクローズのこの資料で理事長御みずから、「融資や有価証券投資などの効率的かつ安定的な運用を行い」とおっしゃつておられますが、大体何割ぐらいになるんでしようか。

銀行の横内さんにもお越しをいたしております。ちなみに、会長行ということでお許しをいたしましたが、北洋銀行の場合の預貸率、預証率でいければ、大体何割くらいになるんでしようか。

○横内参考人 手前ども北洋銀行の場合は、預証率は三割くらい、業界全体で二割六分くらい、このようなことになつております。業界全体で、第

すけれども、実は、ビジネスのモデルとして、この融資業務に關しては、圧倒的に第二地銀協の皆様が、本当に切々と苦労されながら、リバランとして地域の金融の役割を果たしておられる。そして、まさに佐伯会長の業界でいくところの皆様に何とかお金を貸そうという、そしてその中から収益が上がるよう御努力をなさつて、こういふうに感じるんですが、佐伯会長、今までのところで何か感想があれば。

○佐伯参考人 ちょっと私は専門外の預貸率とかなんとかと出でていますけれども、我々としましては、銀行も健全であつてほしいですし、今、そこの日暮らしといいますか、中小企業はそういう例が多いので、資金がとまつちやうとだめなので、どうしても資金の円滑な融資を望んでいるというのが現状でございます。

○古本委員 その意味で、農林中金さんにおかれでは、今後どういう経営努力をなされば貸し出しにおける収益が上がるようになるんだろうかといふのが、恐らく、予防的とはいえ、不測の事態に備えてこのたびのスキームに入りたいとおっしゃる大前提になると思うんですよ。

そこで申し上げる背景に、実はこれも配付で事前にいただいた資料で拝読いたしましたが、今は、理事長の右腕でいらっしゃる河野さん、今は副理事長ですね、この方が、以前、ある雑誌のインタビューでこう答えておられます。うちにとって有価証券投資は主食である、メガバンクはせいぜいおかずにはぎない。

なかなかおっしゃつておられまして、つまり農林中金は、今回の法案の主眼である中小零細に血流であるお金を回していくんだという部分においては、からつきしもうからならないんです。百円のATM手数料を稼ぐために、百万円の融資をしなければ元手が取れない。片や、北洋さんを初め地銀の皆さんには、大体〇・六%というのはアベレージですよ、事前に金融庁から聞いております。つまり、百円の収益を上げるために、大体二万円貸せ

ばそれで収益が上がるという中で頑張つておられ  
るんですね。なぜならば、主食は中小にお金を貸

す融資であ

われているんです。つまり、現実問題、ここに回ったかどうかがわからない、こういう感じなん

ですよ、理事長。

して、それほど全国に幅広い人材を配置して営業をやっているわけでもなかつたわけでございまし

て、運用の仕方に大変な混乱があつた。

きやいけないということになつたときの経営責任はどこにありますか。理事長にありますか。

○上野参考人 なかなかお答えしにくいんです

○上野参考人 先ほど、最初に御説明を申し上げました資料の中にございましたように、私どもの大事な役目は、JAバンクシステムを運営していく、これの円滑な運営という点が非常に大きな役割だと思っておりまして、先ほど申し上げましたように、JAが末端での農家その他利用者への資金の提供ということをやつておりますし、それから、都道府県段階のいわゆる信連でございますね、こういうところが地域の中小企業の皆様方へ融資というような業務もやつておるわけでござります。

ので、引き続きそのことにつきましては御努力いただきたいとのと、ちょっと理事長、これはまさに、二〇〇〇年、たしか平成十二年に御就任といふことだと思うんですが、そこから一気に海外での投資というウエートがふえております。それまで、「債券 株式など、個別商品」といふことに収支を厳密に管理するのではなく、全体の収支バランスを重視」したいと、同じこの週刊ダイヤモンドのインタビューで当時の専務理事が答えておられるのですが、アセットアロケーション、つまり、どこに資源分配、投資していくかというのはトップダウンで決めると言わておるんです。これはずばり、二〇〇〇年の御就任から、九八

して系統への利益の収益還元を図つていくかといふことを考えた上で、我々がとった策であつたとして考えた上で、そういう判断をしてまいつた。こういうことでござります。

業界の崩落とでもいいましようか、そういう事態が起ることを前提といたしますと、私ども、有価証券投資をする際には、その投資先あるいは資本との関係、こういうことを十分考慮に入れて從来やつてまいっておりますので、資産内容はそんなに質の悪いものたくさん抱えているわけではないというふうに思つておりますけれども、事態が先ほどおつしやったような前提になりますと、これはどういうことになるかは、確かにわからぬ点があります。

そのときの責任は、結果責任はそれはもちろん問われる可能性があるだろうと思いますが、そういう崩落ということを前提にする限り、個別の経営責任をはるかに超えるものではなかろうかと私は思います。

このトータルとしてのJAバンクの運営が円滑にいくよう、私どもとしては、リテールについては、必要な商品供給であるとか、あるいはそれによって必要なノウハウなり情報の提供をしていく、あるいはJAバンクの参加者の経営状況をウォッチしていく、こういう大事な役割があるわけございまして、いわば役割分担があるということを御理解をいただきたいと思います。

これはまずばり、二〇〇〇年の御就任から、九八年の金融危機のときにはほとんどアセットはなかつたと言われておられる御庫の海外分野に、今や全体の四割を注入するに至るウエートにポジションを持つてきたというのは、理事長の経営判断ですか。

今、経営としては、冒頭の意見陳述をいたたいたいとしているという事であります。これは、まず第一に、この約二十五兆円になんなんとする海外への投資については、今はどうですか、調子はいいですか、大体、ざばり簿価でも聞きたいところでありますけれども、決算前で、九月決算はまだ決算前ですから細かいことは聞きませんでね、けれども、打率でいえばこれは大体何割ぐらい来てるんですか。打率でいいですよ、打率何割ぐらいですか。

いう崩落ということを前提にする限り、個別の経営責任をはるかに超えるものではなかろうかと私は思います。

松野理事事が資料を要求してもあいにく出していただけないことが、今理事長がおつしやっているところなんですよ。

実は、農家、漁家の皆様が、本当に地方で、今やうちよの人がバイクで来てくれなくなりましたので、その分を補完するかのごとくJAバンクの皆様が集めに来てくださいますよ。だから、JAバンクに預けるしかないというか、本当に頼みの綱で、各地方でJAバンクを利用されている農家の人が大勢いらっしゃいます。

しかし、そういう方向にかじを切つてまいつた背景は、いわゆる日本の低金利時代という背景があるわけでございまして、農林中金は歴史的にも、先ほど説明を申し上げましたように、系統内の資金供給という役割を持つておりましたのですから、次第に上がつてくる資金が多くなつて運用をするということに立ち至りましたときに、なかなか思うようにその貸出先や何かを見つけていいましようか、需要を把握して貸し出しをすることが難しい状況にあつたわけですがございます。

それから、先ほど言いましたような、JAあるいは県段階、全国段階という役割分担もございま

るんですか。打率でいいですよ、打率何割ぐらいですか。

○上野参考人 九月三十日時点の上半期の仮想計算、これの作業中でございまして、一定の監査権人等の監査を受けましたら速やかに公表をいたしたいと思っておりますけれども、現状心配な点はないというふうに考えております。

○古本委員 現状心配はないというお言葉の中に、先ほどの陳述の中にはありました、投げ売りをすればさらに状況が混乱するので、つまり、これが証券ですから、売らなければいけない、こういうことだと思いますが、これが将来、仮に、例えば百のものが、例えばですが、七十とか八十、毀損していく、含み損をどこかで損切りしな

せんが、現在の経営のトップというのは、みずほが四年、三菱UFJが二年と九ヶ月、三井住友が三年、りそなが一年なんです。地銀の皆様の数字もいただきましたら、ざつと見て、北洋銀行のまさに横内頭取は二年と五ヶ月です。大体二年から五年なんですね、先生方。

これは、農林中金だけ見事に十年間ずっと在職されているんですが、しかも、農水省事務次官がこの戦後の六十年間、見事に十年刻みでずっと一年ごとで次にたすきを送っているんですけれども、これは、何か十年いなきやいけない理由といふのがあるんでしようか。それとも、余人をもつてかえがたい何かが、農水事務次官というポストとの何か連動性みたいなのがあるんでしようか。



れば、私は、まず申請時にきちっとやはりモニタリング、審査をする、そして、発言のときに申しましたけれども、その後の、事後のフォローアップをきちっとする、その中で責任をきちっと明確化するような運用をしていくことが一番最善ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○佐伯参考人 今先生がおっしゃったような経営責任云々という、これは、我々は今、普通の時代

じやなくて本当の有事なんです。例外措置として窓口を広げて金融を安定化させる、そういう趣旨であれば、これはいたし方ないというよりも、これをやつて中小企業に円滑に回るようについている旨においては私はいいんじやないかというふうに思つております。

それで、この法案の中で、中小企業に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策とするということを盛り込んでいたくことを聞いておりますので、そういう意味であれば、ある程度今の、アフターフォローは金融庁でやるでしょうから、とりあえず緊急措置としての、緊急事態に対応するということで私は理解をしているということでございます。

○横内参考人 経営責任の問題はすぐれて個別銀行の事情、状況に置かれておりますので、一括してこうだとなかなか言い切れない面がござりますが、一般的に私ども金融機関は、日常的に監督官府の監督を受けておりますし、それから、経営の責任を引き受けた者は経営の結果に対する責任ということは常時考えております。

今回、この法改正により、責任の問題をどうするかという点が議論になつてることとは承知しておりますが、この問題が過去の事例で申請が少なかったこととどのように関係があるのかということは、個別の問題なのでなかなかこれは一概に申し上げられない、私は個人的にはそこのところはよく承知しておりません。

ただ、経営者は常に結果に対して責任を負う立

場でございますので、事前でも事後でも、経営責任というものは必要であらるべきものであります。

このように考えております。

○上野参考人 私は、前回といいますか、日本の金融危機のときに資本注入が行われた、これは概略的に極めて大きっぽに言えば、やはり個別の貸し出しが不良債権化したことに伴う銀行の資本不足、これを解消するための措置だつたというふうに考

えます。特に、その責任のとり方というのがあろ

うと思いますが、今回のケースは、それもない

ことは言いませんけれども、大方としては、もう

ちよつと違う、全般的な経済の状況、こういうこ

とに対応するための措置かというふうに考えます

ので、その辺についての差異は必要ではないか

と思つております。

それで、この法案の中で、中小企業に対する信

用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策

とするということを盛り込んでいたくことを聞

いておりますので、そういう意味であれば、ある

程度今の、アフターフォローは金融庁でやるで

しょうから、とりあえず緊急措置としての、緊急

事態に対応するということで私は理解をしている

ということでございます。

以上です。

○横内参考人 経営責任の問題はすぐれて個別銀

行の事情、状況に置かれておりますので、一括し

てこうだとなかなか言い切れない面がござります

が、一般的に私ども金融機関は、日常的に監督官

府の監督を受けておりますし、それから、経営の

責任を引き受けた者は経営の結果に対する責任と

いうことは常時考えております。

今回、この法改正により、責任の問題をどうす

るかという点が議論になつていることは承知して

おりますが、この問題が過去の事例で申請が少な

かつたこととどのように関係があるのかというこ

とは、個別の問題なのでなかなかこれは一概に申

し上げられない、私は個人的にはそこのところは

よく承知しておりません。

クをいたしますので、恐らく、御懸念のようなこ

とがだんだんなくなつてきてるんだろうと思いま

す。特に、フォローアップを半期ごとにやると

いうことによりまして、数字をまた審査会のメン

バーがウオッチしておりますので、かなり、パブ

リックプレッシャーといいますか、第三者的な目

が入るということで実現されているのではないか

なというような印象を持つて見ております。

以上でございます。

○横内参考人 今回の資本注入の措置は、結果と

入については、その責任のとり方というのがあろ

うと思いますが、今回のケースは、それもない

ことは言いませんけれども、大方としては、もう

ちよつと違う、全般的な経済の状況、こういうこ

とに対応するための措置かというふうに考えます

ので、その辺についての差異は必要ではないか

と思つております。

それで、この法案の中で、中小企業に対する信

用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策

とするということを盛り込んでいたくことを聞

いておりますので、そういう意味であれば、ある

程度今の、アフターフォローは金融庁でやるで

しょうから、とりあえず緊急措置としての、緊急

事態に対応するということで私は理解をしている

ということでございます。

この改正案で資本注入して本当に中小企業への

貸し出しがふえるのだろうか、こういう疑問を投

げかけられております。法律の枠組みとしては、

資本注入の申請の際に経営強化計画を出させて、

そこで地域の中小企業への信用供与の円滑化に資

する方策を出させて、それを半期ごとに報告を求

める、その報告の状況によつては必要な監督の措

置を行なう。フォローアップをきちんとやることに

よつてそれは可能なんだ、こういう説明を金融庁

に拡充しました。第一次の補正予算では、緊急保

証六兆円、それからセーフティーネット貸し付け

三兆円、合計九兆円だつたんですけれども、今回

の新たな経済対策で、緊急保証は二十兆円にふや

しました、それからセーフティーネット貸し付け

がありませんけれども、従来のセーフティーネット保証と比べまして、従来のセーフティーネット

いうのが百八十五業種が対象だったのを、五百四十五業種にふやしました。きょうか

らスタートします。さらに追加してこの対象業種

もふやしていく、こう、こういう方向でございます。

それから、従来は、例えば二期連続赤字決算だ

ともう頭からだめだつたんですね。だけれども、それを見つけて見ております。

それから、従来は、例えば二期連続赤字決算だ

と、もう頭からだめだつたんですね。だけれども、それを見つけて見ております。

もう一つ、赤字企業云々という話も結構な話だと思うんですけれども、ちょっと逆に、私からはこういうお願いもしたいなというふうに思つていいんです。実は、敗者復活戦といいますか、そういうのがスポーツでも何でもあるんですねけれども、企業においても、敗者復活はあるんですが、間接的な敗者復活、例えば、おやじさんがある企業をやっている、それで悪くなつて、でも息子が後を立て直した、しかし同じ親子関係だつたら、それはやはり倒産企業だというので新規融資は一切しない、保証はしない。それでは敗者復活はできなうと思うんですね。ちゃんとした中小企業を実際は運営しているんです。でも、過去のそういうことがあると一切融資をとめるというのはいかがなものかというふうに私は思うので、この辺は金融庁も含めて、銀行も含めてしまつかりした対応をしていただければというふうには思つております。

いずれにせよ、この新経済対策がスピードを持って早くやつていただければこれにこりましたのはないというので、大いに期待しておりますので、先生よろしくお願ひいたします。

○横内参考人 私ども金融機関の立場から見ましても、今佐伯会長がおつしやられたと同じ評価をいたしております。

金融というサイドから見ても、保証の話等を含めまして、これが具体的に実施されていくならば、中小企業金融にとりまして、あるいは中小企業経営にとりまして非常にプラスになる措置だ、いいよ動き出したなという感想でござります。

○石井(啓)委員 時間が参りましたので、以上で終わります。ありがとうございました。

○田中委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

最近の銀行の貸し出しの姿勢というのは、急に大変厳しくなつたという声がたくさん聞かれてまいります。まず佐伯参考人にお伺いしますけれども、銀行の側の貸し出し姿勢というのは、この九

もう一つ、赤字企業云々という話も結構な話だと思うんですけれども、ちょっと逆に、私からはこういうお願いもしたいなというふうに思つていいんです。実は、敗者復活戦といいますか、そういうのがスポーツでも何でもあるんですねけれども、企業においても、敗者復活はあるんですが、間接的な敗者復活、例えば、おやじさんがある企業をやっている、それで悪くなつて、でも息子が後を立て直した、しかし同じ親子関係だつたら、それはやはり倒産企業だというので新規融資は一切しない、保証はしない。それでは敗者復活はできなうと思うんですね。ちゃんとした中小企業を実際は運営しているんです。でも、過去のそういうことがあると一切融資をとめるというのはいかがなものかというふうに私は思うので、この辺は金融庁も含めて、銀行も含めてしまつかりした対応をしていただければというふうには思つております。

ただ、それは九月以降急に発生したんぢやないか、先ほどもお話し申し上げましたように、福田総理が経済対策を発表して、それでやめられてしまうことと空白があつたという中で、ではその保証を出るまで待とうじやないかというような感じですか、先ほどもお話し申し上げましたように、福田総理が経済対策を発表して、それでやめられてしまうことと空白があつたという中で、ではその保証を出るまで待とうじやないかというふうな感じです。

○佐々木(憲)委員 私どもは、これは保証協会の制度そのものももつと改善した方がいいというふうに思つてゐるところでございます。

○佐々木(憲)委員 私どもは、これは保証協会の制度そのものももつと改善した方がいいというふうに思つてゐるところでございます。

さて、それでは次に村本参考人にお伺いいたしますけれども、最近の経済情勢はアメリカ発の金融危機ということで非常に深刻化しております。ただ、株式の乱高下が今大変激しく進んでおりますけれども、株価というものは何によつて決まるかというのは、長期的に言いますと、やはり实体经济、これの成長の可能性がどうなのか、そういうものによって決まってくるんだというふうに思つています。

アメリカの場合は、家計といいますか、消費が七割ということで、こののところに大きなインパクトがでているためにアメリカ経済が非常に今混乱している。その根本的な原因は住宅価格の下落ということになるわけですが、それが回り回つて雇用にまた反作用し、そしてまたそれが家計にダメージで、かなり安全策をとっている。その矛先はやはり中小企業に一番来ているというような感じはいたしました。

しかしながら、きょう、三十一日から例の緊急経済対策が実行されますので、少し様子が変わることになります。まだ、株式の乱高下が今大変激しく進んでおりますけれども、きょうのきょうですから、ちょっとこれから様子を見たいというふうに思つております。

以上です。

○佐々木(憲)委員 少しさかのぼりますけれども、信用保証協会の保証の範囲が全額保証から八割というふうになつて、そのことをきつかけにして銀行の側が負担がふえるということことで貸さなくなつたという話をよく聞かれますけれども、この割合で、要請としては、中小業者の側からは、一〇〇%、全額保証やつてもらいたいという声もあるわけです。この点についてはどのようにお考えでございます。

そこで、問題は、政策的な対応として株価対策というのは多少それは意味があるのかもしれませんけれども、私は、むしろ大事なことは、国民の家計、これがGDPの五五%でありますから、そういう面にもつと重点を置いた大きな経済政策の確立、あるいは零細企業に対する千二百五十万円までの保証というのは一〇〇%保証協会が保証するというふうになつておりますので、現時点においては緊急対策として一〇〇%の保証が得られるということなので、責任共有制度があるから貸さないとか云々ではないんぢやないかなというふうに私は思つてゐるところでございます。

○佐伯参考人 確かに、去年の十月から、八割保証で二割は銀行の其有責任制度ということになつております。

ただ、それのために物すごく貸し渋りができたとは私は思つてないんです。最近の緊急経済対策とか、あるいは零細企業に対する千二百五十万円までの保証というのは一〇〇%保証協会が保証するというふうになつておりますので、現時点においては緊急対策として一〇〇%の保証が得られるということなので、責任共有制度があるから貸さないとか云々ではないんぢやないかなというふうに私は思つてゐるところでございます。

○佐伯参考人 今先生がおつしやったように、中小企業、貸し渋りがあると私は認識しております。

ただ、それは九月以降急に発生したんぢやないか、先ほどもお話し申し上げましたように、福田総理が経済対策を発表して、それでやめられてしまうことと空白があつたという中で、ではその保証を出るまで待とうじやないかというふうな感じです。

ただ、それは九月以降急に発生したんぢやないか、先ほどもお話し申し上げましたように、福田総理が経済対策を発表して、それでやめられてしまうことと空白があつたという中で、ではその保証を出るまで待とうじやないかというふうな感じです。

ただ、それは九月以降急に発生したんぢやないか、先ほどもお話し申し上げましたように、福田総理が経済対策を発表して、それでやめられてしまうことと空白があつたという中で、ではその保証を出るまで待とうじやないかというふうな感じです。

○村本参考人 経済の仕組みをどういうふうに考えていくかという基本的な問題、根本的な問題だと思います。

アメリカの場合は、家計といいますか、消費が七割ということで、こののところに大きなインパクトがでているためにアメリカ経済が非常に今混乱している。その根本的な原因は住宅価格の下落ということになるわけですが、それが回り回つて雇用にまた反作用し、そしてまたそれが家計にダメージで、かなり安全策をとっている。その矛先はやはり中小企業に一番来ているというふうに思つてます。

ですから、そういうことで、家計だけにいくかというとなかなかそうもないかというのをご理解にまた反作用し、そしてまたそれが家計にダメージで、かなり安全策をとっている。その矛先はやはり中小企業に一番来ているというふうに思つてます。

だから、下請に対しては、単価をどんどん下げるようという要請が強まつてまいります。中小企業がそういう点では大変な事態になる。

この点で、今経済危機が非常に深刻になつてますと、大手企業の場合は、真っ先に非正規雇用といいますか派遣労働者などをどんどん減らしていく、そういうところに対応がいきますよね。それから、下請に対しては、単価をどんどん下げるようという要請が強まつてまいります。中小企業がそういう点では大変な事態になる。

そういう意味で、実体経済ということを考えますと、株の乱高下によって、大企業の行動が利益の確保を優先するために、国民の所得あるいは下請の経営、こういうところにどんどんしわ寄せがいく形になつて、全体としては内需を一層冷え込ませるという方向に作用しているというふうに私は思つてます。

したがいまして、いかにもうまいバランスをつくつて経済を運営していくかといふところに一番ポイントがあるんだろうというふうに考えておりますので、消費とそして企業行動をうまくバランスをつさせるような仕組みを構築する、これをある意味で日本型にシステムとしてつくつていく、これがポイントなのではないかというふうに聞いてお

りました。

りました。

**○佐々木(憲)委員** 第二地銀の横内会長にお伺いします  
しますけれども、今銀行業界としては大変な危機の中  
で不安を抱えていると思うんですけれども、  
資本注入がなければ貸し出しがうまくいかないとい  
うものなのかなどうかですね。

企業の将来性を見たりとか、それからいろいろい ろ、ただの財務諸表だけでない企業の見方とか、 これも、金融機関の貸し出しの姿勢としては、地 域密着を旨とする中小企業金融機関は一番心がけ てやらなければいけない。それで、経営者の中小企 業の皆様方と日常のコンタクトのある我々こそ ができるんだ、こういう自負と実力を備えて いきたい、こんなふうに考えております。

証券が三十六兆でござりますので、大体半分強といふような感じでござります。その中で、外国の有価証券というのが約二十五兆ぐらいあるというふうに思っております。

○佐々木(憲)委員 外国への依存度の高さ、それから有価証券の比率の高さというのは大変突出していると思うんですけども、これは経営方針として、この十五年ぐらいの間でどうか、外団の、とりわけアメリカの債券に投資をするといふ

重に進めてまいつております。  
したがいまして、今回こういう事態が起こりまして、ダメージがないとは言いませんけれども、私は、状況がこれからどういうふうに変わるとかということは見きわめる必要があるうかと思いますが、こういう考え方を現在のところは変えるつもりはございません。

か、第二地銀の場合、有価証券に対する依存度はどうのくらいあるのか、それからそのうち外国の証券というのはどのくらいの比率があるのか。簡単でいいですけれども、お答えいただきたいと思います。

産に対する比率は、私ども第一地方銀行の平均で二三・四%ということになつております。その有価証券の中で要するに海外の有価証券をどのくらいい持つてゐるかというのは、実は銀行によつて多分さまざままで、一概に比率を言うことはできない状況だと思います。銀行によつてその投資の考え方方が違う。

私の経験でいうと、いろいろリスクを分散させる投資が地方の金融機関の場合には重要でござい

比率をどんどんふやして、その運用益が経常利益の六割を占めている、こういうことで大変豪語しておりますと、サブプライムの影響なんかないというようなことをおっしゃっているわけですが、これは経営の姿として、こういうやり方というのは、一応、上野さんの経営方針として、この八年間ずっとやつてこられているわけですですが、基本方針として掲げてやつてこられた、こう理解してよろしくですね。

その後、農林漁業信用基金の理事長に就任されて  
いるということなんですが、この理事長を退任せ  
て今の仕事についておられるわけですねけれど  
も、退任されたときには退職金というのを受け  
取つておられるんでしょうか。どのぐらい受け  
取つておられたでしようか。

○**上野参考人** いただいたと 思いますけれども、  
金額はちょっと記憶にございません。

ういう観点から、こういう金融のグローバル化のもとで、これはちょっと直観になりますが、海外で

○上野参考人 先ほどの御質問にもお答えを申し上げましたように、農林中金の持つております能率をどんどんふやして、その運用益が経常利益の六割を占めている、こういうことで大変豪語しておりますまして、サブプライムの影響なんかないというようなことをおつしやっているわけですが、これは経営の姿として、こういうやり方というのは、一応、上野さんの経営方針として、この八年間ずっととやってこられているわけですが、基本方針として掲げてやつてこられた、こう理解してよろしいですね。

運用する部分も、分散という観点からじりじりと少しすつぶえてきていたかなと。ですが、サブプライムローン問題のこの大混乱を経験してみないと、そういう分散の考え方もまた新たな目で見直していくかなければいけない、こんなふうに思いま  
す。

力あるいはJ.A.バンク全体としてのシステムの中での農林中金の役割、こういうことから見まして、このグローバルな経済の中で海外投資のウエートが高まっているということでござります。この運用につきましては、金融機関としての、特にバンキングアカウントを持つている金融機関

りと言うのか言わないのかというのは議論がありますけれども、事務次官を退職するときはもちろん退職金は受け取つておられると思うんですね。そしてまた別な、農林漁業信用基金というところの理事長、それを退任されたときも退職金を受け取つてゐる。今度も農林中金の理事長をされ

○佐々木（憲）委員 農林中金の上野参考人にお伺いしますが、今と同じ質問ですけれども、資産のいりますが、今と同じ質問ですけれども、資産の

としてのレギュレーション、こういうものに当然従いながらその範囲内でやらなければいけません、こういふのと並んで、そこの

で、当然退職するときは退職金を受け取ると思うんですが、こう退職金を次から次へと受け取つていろいろご二事ご三事は、一本づき

うちの 先ほども少し質問がありましたがねとも、有価証券の比率、それから海外の比率、わからりましたら教えていただきたいと思います。

したがって組織の中の体制としても、資本の安定性、資本と投資とのバランス、こういうものを十分に見ながら、かつ投資対象の安全についても格段の注意を払つてやる、こういうことで從来慣

いろいろな仕事をされるということは、一体どうなのかという疑問が一般的にはたくさん出ているわけですね。

るんじゃない、制度だからしようがないんだ、こういう話でしようけれども、これはやはり制度として、例えば、今のような農林中金の経営の実態からいえますと、大変な毀損が起きる可能性は大ですよ。外国の資産運用に傾斜した結果、その責任というのは非常に大きいわけありますて、それを変えるつもりはないとおっしゃっていますけれども、しかし、そういう実態をつくつて、仮に株価が大幅に下落して何兆円という毀損が生まれる、何兆円どころじゃないかもしませんね、そういう場合に当然責任というのが問われるわけであります。

退職金はやはり辞退すべきじゃないかと私は思いますが、いかがですか。

○上野参考人 基本的な運用の考え方といたしまして、こういう事態になつていろいろ御意見が出てまいっているわけでござりますけれども、グローバルな経済、こういう環境になつてきたときに、国内のマーケットでなかなか運用の機会がないのは、これはやはり大事なことじゃないかというふうな考え方もあるわけございます。

それから、退職金の件につきましては、私は、それぞれの組織がどういう評価をするかということとにかくつておると思いますので、私から特段の発言をすることは差し控えたいと思います。

○佐々木(憲)委員 きょうは参考人質疑ですので参考にお伺いしておりますが、引き続き当委員会で法案審議がされるわけでありますと、今後きちんと実態に基づいて質疑をしていきたいと思います。

○田中委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼をいました。

申し上げます。(拍手)

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。  
午前十一時三十八分休憩

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き、内閣提出、金融機能の強化のための特別措置に関する法律につきましては、国の資本参加の要件を一部緩和して、金融機関の経営責任等の明確化の要件や、抜本的な組織再編を伴わない場合に加重されていた要件を、制度上一律には求めないこととし、公的資金を注入しやすくしております。

しかしながら、国が資本参加して金融機関の資金を潤沢にすれば、金融機関が中小企業に対して適切な仲介機能を發揮して中小企業への貸し付けをやすか否かにつきましては、バブル時代から今まで金融機関の行動を見てきた私といたしましては疑問を感じております。

実は、私は、公認会計士、税理士として、衆議院議員になる前に、大中小企業の監査とか税務コンサルティング、それから金融商品のアドバイスとか、それから金融機関の監査もやつておりましたので、中身も多少というか、かなり知つております。

そして、その理由は、この数年間、金融緩和策がとられ、金融機関は、史上最低の金利で資金を調達できていたにもかかわらず、その間にその資金を、中小企業の将来性を見つけて、これを育て、我が国の産業を育成するために融資したといふ部分よりも、大量にある資金を大量にはくために、横並びで国債や株式を購入し、あるいはアメリカのサブプライムローンのような金融商品に投資してきたという部分が多かつたと思うからです。

どこにどれだけの資金を配分してきたのかといふブレークダウンを金融庁に求めまして資料をもらいましたので、お配りした資料に書いてあります。

まず、一ページ目は表紙なので、二ページ目を

また、今つくろうとしている金融機能の強化のための特別措置に関する法律につきましては、国との資本参加の要件を一部緩和して、金融機関の経営責任等の明確化の要件や、抜本的な組織再編を伴わない場合に加重されていた要件を、制度上一律には求めないこととし、公的資金を注入しやすくしております。

しかしながら、国が資本参加して金融機関の資金を潤沢にすれば、金融機関が中小企業に対して適切な仲介機能を発揮して中小企業への貸し付けをやすか否かにつきましては、バブル時代から今まで金融機関の行動を見てきた私といたしましては疑問を感じております。

実は、私は、公認会計士、税理士として、衆議院議員になる前に、大中小企業の監査とか税務コンサルティング、それから金融商品のアドバイスとか、それから金融機関の監査もやつしておりましたので、中身も多少というか、かなり知つております。

そして、二〇〇六年十一月以降、サブプライムローンの利用者は返済に行き詰まって、このペー

ジ三のよう、二〇〇五年半ばまで一〇%台で

あつた延滞率が、二〇〇六年の十月から十二月期には一三・三%に上昇しました。

そして、二〇〇六年十一月以降、サブプライムローンの利用者は返済に行き詰まって、このペー

ジ三のよう、二〇〇五年半ばまで一〇%台で

価値が高まつて、サブプライムより金利の低いブライムローンに借りかえができるというもので、低所得者向けの融資です。

つまり、このスキームの中には、住宅価格が上がり金利が上がるというギャンブル的な要素が既に含まれております。されば金利が下げるけれども、そうでなければ金利が上がるを得ません。

次のページをごらんください。

住宅ローンであると言わざるを得ません。

午後一時一分開議

午後一時から委員会を再開することとし、この

午前に引き続き、内閣提出、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、保険業法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として金融

府総務企画局長内藤純一君、検査局長畠中龍太郎君、監督局長三國谷勝範君、農林水産省大臣官房審議官小風茂君、経営局長高橋博君及び経済産業省大臣官房審議官大下政司君の出席を求め、説明を聴取いたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○田中委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。広津素子君。

○広津委員 本日は、御質問の機会を与えていた

だきました、まことにありがとうございました。

米国のサブプライムローン問題に端を発した厳

しい環境のもとで、地域経済の担い手である中小企業を支援していくことは、喫緊の課題であり、

大変重要なことであると私も思っております。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げま

す。その原因をなくすか、弱い部分があればその

部分を強化しなければなりませんので、まず、原

因が何であったのかをもう少し詰めたいと思い、

けれども、対応を考えるには、原因を明確にし

るところを許します。サブプライムより金利の低いブライムローンに借りかえができるというもので、低所得者向けの融資です。

つまり、このスキームの中には、住宅価格が上

昇すれば金利が上がるというギャンブル的な要素が既に含まれております。されば金利が上がるを得ません。

次のページをごらんください。

住宅ローンであると言わざるを得ません。

午後一時一分開議

午後一時から委員会を再開することとし、この

午前に引き続き、内閣提出、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、保険業法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として金融

府総務企画局長内藤純一君、検査局長畠中龍太郎君、監督局長三國谷勝範君、農林水産省大臣官房審議官小風茂君、経営局長高橋博君及び経済産業省大臣官房審議官大下政司君の出席を求め、説明を聴取いたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○田中委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。広津素子君。

○広津委員 本日は、御質問の機会を与えていた

だきました、まことにありがとうございました。

米国のサブプライムローン問題に端を発した厳

しい環境のもとで、地域経済の担い手である中小

企業を支援していくことは、喫緊の課題であり、

大変重要なことであると私も思っております。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げま

す。その原因をなくすか、弱い部分があればその

部分を強化しなければなりませんので、まず、原

因が何であったのかをもう少し詰めたいと思い、

けれども、対応を考えるには、原因を明確にし

るところを許します。サブプライムより金利の低いブライムローンに借りかえができるというもので、低所得者向けの融資です。

つまり、このスキームの中には、住宅価格が上

昇すれば金利が上がるを得ません。

次のページをごらんください。

住宅ローンであると言わざるを得ません。

午後一時一分開議

午後一時から委員会を再開することとし、この

午前に引き続き、内閣提出、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、保険業法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として金融

府総務企画局長内藤純一君、検査局長畠中龍太郎君、監督局長三國谷勝範君、農林水産省大臣官房審議官小風茂君、経営局長高橋博君及び経済産業省大臣官房審議官大下政司君の出席を求め、説明を聴取いたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○田中委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。広津素子君。

○広津委員 本日は、御質問の機会を与えていた

だきました、まことにありがとうございました。

米国のサブプライムローン問題に端を発した厳

しい環境のもとで、地域経済の担い手である中小

企業を支援していくことは、喫緊の課題であり、

大変重要なことであると私も思っております。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げま

す。その原因をなくすか、弱い部分があればその

部分を強化しなければなりませんので、まず、原

因が何であったのかをもう少し詰めたいと思い、

けれども、対応を考えるには、原因を明確にし

るところを許します。サブプライムより金利の低いブライムローンに借りかえができるというもので、低所得者向けの融資です。

つまり、このスキームの中には、住宅価格が上

昇すれば金利が上がるを得ません。

次のページをごらんください。

住宅ローンであると言わざるを得ません。

午後一時一分開議

午後一時から委員会を再開することとし、この

午前に引き続き、内閣提出、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、保険業法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として金融

府総務企画局長内藤純一君、検査局長畠中龍太郎君、監督局長三國谷勝範君、農林水産省大臣官房審議官小風茂君、経営局長高橋博君及び経済産業省大臣官房審議官大下政司君の出席を求め、説明を聴取いたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○田中委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。広津素子君。

○広津委員 本日は、御質問の機会を与えていた

だきました、まことにありがとうございました。

米国のサブプライムローン問題に端を発した厳

しい環境のもとで、地域経済の担い手である中小

企業を支援していくことは、喫緊の課題であり、

大変重要なことであると私も思ております。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げま

す。その原因をなくすか、弱い部分があればその

部分を強化しなければなりませんので、まず、原

因が何であったのかをもう少し詰めたいと思い、

けれども、対応を考えるには、原因を明確にし

るところを許します。サブプライムより金利の低いブライムローンに借りかえができるというもので、低所得者向けの融資です。

つまり、このスキームの中には、住宅価格が上

昇すれば金利が上がるを得ません。

次のページをごらんください。

住宅ローンであると言わざるを得ません。

午後一時一分開議

午後一時から委員会を再開することとし、この

午前に引き続き、内閣提出、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、保険業法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として金融

府総務企画局長内藤純一君、検査局長畠中龍太郎君、監督局長三國谷勝範君、農林水産省大臣官房審議官小風茂君、経営局長高橋博君及び経済産業省大臣官房審議官大下政司君の出席を求め、説明を聴取いたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○田中委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。広津素子君。

○広津委員 本日は、御質問の機会を与えていた

だきました、まことにありがとうございました。

米国のサブプライムローン問題に端を発した厳

しい環境のもとで、地域経済の担い手である中小

企業を支援していくことは、喫緊の課題であり、

大変重要なことであると私も思ております。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げま

す。その原因をなくすか、弱い部分があればその

部分を強化しなければなりませんので、まず、原

因が何であったのかをもう少し詰めたいと思い、

けれども、対応を考えるには、原因を明確にし

るところを許します。サブプライムより金利の低いブライムローンに借りかえができるというもので、低所得者向けの融資です。

つまり、このスキームの中には、住宅価格が上

昇すれば金利が上がるを得ません。

次のページをごらんください。

住宅ローンであると言わざるを得ません。

午後一時一分開議

午後一時から委員会を再開することとし、この

午前に引き続き、内閣提出、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、保険業法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として金融

府総務企画局長内藤純一君、検査局長畠中龍太郎君、監督局長三國谷勝範君、農林水産省大臣官房審議官小風茂君、経営局長高橋博君及び経済産業省大臣官房審議官大下政司君の出席を求め、説明を聴取いたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○田中委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。広津素子君。

○広津委員 本日は、御質問の機会を与えていた

だきました、まことにありがとうございました。

米国のサ

設けなければならないと思いますが、いかがでしょうか。まず、全部御説明してから、質問をまとめます。

次のページ四をごらんください。

ページ四とページ五、ページ六に、国内の銀行、信用金庫、信用組合における資産運用残高の推移を載せました。貸出金の残高と有価証券残高が運用資産全体に対してもだけのペーセンテージになつてあるかを、金融庁の資料をもとに計算したものです。

この貸出金残高の中には、大企業への貸出金やサブプライムローンなどの貸出金、例えばハワイでゴルフ場をつくるための貸出金なども入つておりますので、この貸出金は中小企業のための貸出金だけではないんですが、まずは、国内銀行で六六から七〇%が貸出金に使われており、三〇から三四%ぐらいが有価証券に出資されているということです。ページ五の信用金庫になりますと、貸出金が六六から七〇%、有価証券残高は三〇から三四%です。六ページの信用組合になりますと、貸出金の割合がふえまして、七四から七六%、有価証券が二四から二六%であつて、それでも全部が貸出金ではないということです。

次に、銀行はどうなつてているのかということ

で、具体的な個別の銀行を見ました。

ページ七をごらんください。

全部では、ページ七からページ十一に、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、地方銀行の代表の横浜銀行、北洋銀行の貸出金、有価証券の資産運用残高と貸出金残高、中小企業向け貸出金残高、有価証券残高、債権残高、株式残高を金額とパーセンテージで出してあります。

まず、みずほ銀行を見ますと、貸出金・有価証券合計残高、これが運用資産全体です。これは貸出金残高と有価証券残高の合計になつております。これで、これを足すと一〇〇%です。この貸出金残高の中に中小企業向け貸出金残高というのが入つておりまして、その他の貸出金は、大企業とかその

他の部分です。あと、有価証券での運用があります。債券、公債、社債などの債権残高と株式残高があります。

中小企業向けにどれだけ貸し出しをしているか

といいますと、みずほ銀行の場合は四八%から五四%、債権残高が二四から三三%、株式残高が二四%から四%ということになります。先ほど、午前中

の資料を見ましたら、JAバンクやゆうちょ銀行の預貯金残高が物すごく多いので、これも調べればよかつたなと思つたんですが、そこまでやつてしまませんでした。

次に、三菱東京UFJ銀行をごらんください。

八ページになります。ここは、中小企業向けの貸

出金残高は三五から三八%程度しかありません。債権残高は一八から二七%、株式残高が四から七%程度になります。かなり中小企業には薄いということになります。

三井住友銀行のケースを見ますと、九ページで

横浜銀行、ページ十ですが、ここは中小企業向

けに六七から七二%を貸してくれています。債権

残高は一〇から一三%、株式残高は二から三%と

高は四から七%です。

当然かもしれません。

最後のページなんですが、同じ地方銀行の北洋

銀行で、午前中に中小企業の貸し出しが本命と説

明してくださった横内会長がこの頭取なんです

けれども、四七から五〇%くらいが中小企業向

け、それで債権残高が一六から二三%、株式残高

が二から四%ということで、地方銀行でも五〇%

程度ぐらいしかなくて、七〇%の中小企業向けの

貸し出しがしてくれていいことになります。

このグラフによれば、中小企業向けの貸出金残高が一番高いのは、地方銀行である横浜銀行の七〇%前後です。同じ地方銀行である北洋銀行は四八から四九%と低くなつております。地域に根差

した地方銀行なんですから、有価証券での運用よりも中小企業への貸し出し割合をふやしていただきたいた私個人的に思います。

また、ページ七の、都市銀行であるみずほ銀行

の中小企業向け貸出金残高は五〇%前後であり、

ページ八の三菱東京UFJ銀行では三五から三八%程度、ページ九の三井住友銀行では四五から五〇%程度ということで、同じ都市銀行の中でもいろいろな割合になつているということがわかります。銀行のポリシーによるのだと思います。大企業への融資があることを考えても、都市銀行でも五〇%くらいは中小企業に貸してもらえないかなと思います。

このような状況ですから、サブプライムローンなどの余り感心できない、しかも外国の金融商品に投資しているよりは、地方銀行で七〇%、都市銀行では、大企業への貸し出しありますから、五〇%程度の運用資産を、中小企業を育てて、次の日本の産業を育てる資金として運用されるよう求めたいと思います。そのために、そのような規制に入るよう提案をいたします。

なお、米議会では、サブプライムローンの利用者保護や規制強化の動きが活発になつておりますから、リストファーネット上院銀行住宅都市委員長は、ローン利用者の二百万人が家を失うかもしれない、こういう状況を黙つて見ているわけにはい

かないと述べ、公聴会を開いて利用者の支援を具

体的に検討していく考え方を表明されたそうです。

また、バーニー・フランク下院金融サービス委員長も規制強化の法案を計画しているそうです。

我が国も、このような利用者を食い物にするよ

うな危険な金融商品につきましては、サブプライ

ムローンに限らず、何らかの規制がかけられない

うものかと思いますので、これも重ねて御検討をお願いします。

まず、この二問、お願いします。

中川国務大臣 いろいろとお調べいただきまし

て、各金融機関の業態ごとの貸し出しあるいは有

価証券比率、あるいは代表的ないわゆるメガバン

ク、地方銀行二つについてございました。

本来、金融機関の使命があると同時に、金融機

関は民間の企業でもございますから、その使命を

果たしながら適正な利益を上げていくということ

も大事であり、金融機関の健全性というのも必

要でございます。

他方、資金を、お客様から預かった預金等で、

企業等がそれを活用して事業等に使つていて、

また、いい結果をつくっていく。いいものをつくつたり、いいサービスを提供する。それを利用者が

利用したり買つたりするということがまさに信用

創造という健全な形だらうと思います。

個別の問題につきましては、それぞれ各銀行が

中小企業向けにどのぐらいやるかという目標とい

うものを立てておりますから、これは目標を何年も

達成しないと改善命令が出るというようなことも

ちゃんとルールになつていて、これは目標を何年も

達成しないと改善命令が出るというようになります。

そういう意味で、ここでの法案審議の御趣旨

は、中小企業向けにいかに資金を提供するかとい

う法案でございますから、そういう意味では、お

金が回つっていくということは極めて大事なことだ

うと思っています。

ただ、きつととした数字を擧げるとか制限を設

けるというのは、民間金融機関でございますか

ら、資本注入ということになりますとまたルール

が変わつてまいるわけでありますけれども、一般

論としては、なかなかそれを義務づけるとい

うことは難しいのではないかと思っております。

これがわからぬ金融商品がある、これを国際的に

きちつとルールをつくつていく必要があるということ

を、このサブプライムローン等の証券化商品とい

うのは非常に混乱をして、わけがわからなくなつ

て、きのう麻生総理も生活対策の記者会見の中

で、詐欺的な融資とか、あるいは非常に複雑でわ

けのわからない金融商品がある、これを国際的に

きちつとルールをつくつしていく必要があるということ

を、この二問でございますので、その

中で、本来の健全な融資、とりわけ、この法案の審議という前提でいえば、中小企業に対しきちつと融資をしていくことが日本の経済全体のためにも極めて大事なことだらうというふう

○広津委員 お返事ありがとうございました。

ただ、銀行は自己資本規制もありますし、いろいろ規制は設けてよいもので、社会の役に立つたために國もお金を出しているし保護もしているわけですから、そういう規制を設けることは可能であると思います。ただ、あとはやる気があるかどうかかだと思います。

から、これを入れるためには世の中のためになる  
よう規制と一緒にしていただきたいなというふ  
うに思つてゐる次第でござります。本日は、丁寧な御説明ありがとございまし

いと 思 い ま す。  
**○中川國務大臣** 前回、松野委員からそういう御指摘をいただきまして、もつともだなと思って、いろいろなことを指示いたしました。この法の趣旨が、とにかく健全な金融機関に資

○ 番中政府参考人 お答えを申し上げます。  
ちょっとお答えいただけますでしょうか。そういうことがあるのかないのか、一回条件変更をしてしまったニューマネーが出てくるのか出でこないのか。局長で結構です。

本参加後は経営強化計画の履行状況をフォローして、資本組みを内閣府令において設けるとともに、資料講じていくことにより、責任ある経営が行われることを確保していく考えでございます。

ニユアルの中で、内容を具体的に、そこを見直せばその条件緩和ができるようになるというふうに思ふんですね。それを前向きにおととい答弁をしていただいたと思うんですが、具体的にはどのよいうな方法でその条件緩和をやりやすくするのかと

いざいます。

かだと思います。  
さらに、金融機能の強化のための特別措置に関する法律におきまして、国の資本参加の要件を一部緩和して、金融機関の経営責任等の明確化の要件や抜本的な組織再編成を伴わない場合に加重されていた要件を、制度上一律には求めないこととするそうですが、公的資金は国民の血税です。注入しても、金融機関にとっては資本となり、国にとっては有価証券として資産となりますので、寄附するわけではありませんけれども、要件を緩和する理由について、正当な理由かどうか、みんなが納得できるような御説明をいただければあります。たいと存じます。

○田中委員長 次に、松野頼久君。  
○松野(頼)委員 民主党の松野頼久でございま  
す。おとといに引き続きまして、きょう、またこ  
うして質問の時間をいただきました。  
けさ、この財務金融委員会で参考人の質疑をや  
りました。中小企業団体中央会の会長さんでありま  
す佐伯会長からも、今回の金融機能強化法で新  
しい、ニューマネーが借りやすくなるのもありが  
たいけれども、やはり過去の債務に関して条件緩  
和をしていただくと大変ありがたいということを  
借り手の代表の方が申しておりました。一昨日も  
大臣とこの議論をさせていただいて、大臣も大変  
前向きな答弁をしていただいたんですけども、  
もう少し具体的に伺いたいと思って、再度質問に

本注入をすることによって、さらに中小企業に有益なお金が行けるようにしてしまうというのが趣旨でございます。そういう意味で、その趣旨に抗するような、反するようなといいましょうか、阻害するようなマニュアルあるいは指針があればこれは改めなければいけないということで、何点かマニュアル等の改定を考えております。

例えば、現状、貸し出しの条件の緩和を行つても貸し出し条件緩和債権に該当しない、つまりさつきのマニュアル上の変更にならないようにするためには、三年後に経営改善が完了するような経営改善計画が必要とされておりますけれども、今回、経営改善に時間がかかるという中小企業の特性を踏まえまして、中小企業についてはこれを

一度条件緩和債権になつた場合に、それをデーテとして蓄積をして、以後不利な取り扱いをするというようなことは、特に私どもルール化して指導しているわけでもございませんし、金融機関においてもそういうことはないと思います。そこはあくまでも個々の金融機関が個々の債務者の実態に応じて、きめ細かく指導なり管理をしていくべきだと思います。これは、借り手から見ると本当に助かるんですね。

○松野(頼)委員 あと大臣、せつかくきょう、害は、今大臣は大変大きな答弁をしていただいたと思います。これは、借り手から見ると本当に助かるんですね。

ただ、ここで、国会の中でこういう答弁をしていただいても、検査の現場とか、あと金融機関についても、

今回の金融機能強化法の見直しについて

○田中委員長 次に、松野頼久君。  
○松野(頼)委員 民主党の松野頼久でございま  
す。おとといに引き続きまして、きょう、またこ  
うして質問の時間をいただきました。  
けさ、この財務金融委員会で参考人の質疑をや  
りました。中小企業団体中央会の会長さんであり  
ます佐伯会長からも、今回の金融機能強化法で新  
しい、ニューマネーが借りやすくなるのもありが  
たいけれども、やはり過去の債務に関して条件緩  
和をしていただくと大変ありがたいということを  
借り手の代表の方が申しておりました。一昨日も  
大臣との議論をさせていただいて、大臣も大変  
もう少し具体的に伺いたいと思って、再度質問に  
立たせていただきました。

本注入をすることによって、さらに中小企業に有益なお金が行けるようにして、その趣旨でござります。そういう意味で、その趣旨に抗するような、反するようなといいましょうか、阻害するようなマニュアルあるいは指針があればこれは改めなければいけないということで、何点かマニュアル等の改定を考えております。

例えば、現状 貸し出しの条件の緩和を行つても貸し出し条件緩和債権に該当しない、つまりさつきのマニュアル上の変更にならないようにするために、三年後に経営改善が完了するようなるためには、経営改善計画が必要とされておりますけれども、今回、経営改善に時間がかかるという中小企業の特性を踏まえまして、中小企業についてはこれを三年から五年に緩和をいたします。また、改善が

一度条件緩和債権になつた場合に、それをデタとして蓄積をして、以後不利な取り扱いをするというようなことは、特に私どもルール化して指導しているわけでもございませんし、金融機関においてもそういうことはないと思います。そこはあくまでも個々の金融機関が個々の債務者の実態に応じて、きめ細かく指導なり管理をしていくつていただきたい、このように考えております。

○松野(頼)委員　あと大臣、せつかくきよう、審査は、今大臣は大変大きな答弁をしていただいたと思います。これは、借り手から見ると本当に助かるんですね。

ただ、ここで、国会の中でこういう答弁をしていただいても、検査の現場とか、あと金融機関にてそれがきちんと伝わって、最終的に借り手であると思ひます。これは、借り手から見ると本当に助かるんですね。

融仲介機能の発揮が妨げられないよう、金融機関の資本基盤の強化を積極的に図ることが、今回の目的、趣旨でございます。このため、今後、資本政策を検討される金融機関が申請を行いやすい環境を整えていくことも重要であるというふうに考えておりまして、国の資本参加の要件を一部緩和しているところでございます。

他方、国の資本参加を受ける以上、責任ある経営等がなされることは申しまでもなく大原則であるというふうに考えております。このため、例えば、申請時に責任ある経営体制の確保を図るため

今まで金融機関が借り手が過去の債務を一例えれば期間を延長してもらいたいとか、もつと極端なことを言うと、ちょっととしばらくの間金利だけ払うので元本返済は待ってくれないかというふうに言うと、金融検査マニュアルの中では要注意先債権とか破綻懸念先債権にその債権が区分をされる、だから、金融機関が条件変更をしてあげたくとも、その分の資本の積み増しを金融機関が金 庁から指導されてしまなければならないということで、なかなかこの条件変更に応じられないというような実態があるわけです。

今回、中小企業に対する貸し出しの条件変更を行った場合でも、監督指針や金融機能の検査マ

大体計画どおりに進捗している場合は十年まで緩和をすることについては、同じように見ていくというようなことにしていきたい、こういうふうに思います。これによりまして、金融機関において柔軟な対応ができるものというふうに考えます。

私自身、日安箱でいろいろな御意見というかいただいておりますけれども、なるほど、こんなことで条件が変わって要注意先になっちゃうのかなという例がございますので、これからもほかにそういうものがあれば、これでおしまいということではなく対応していきたいと思っております。

○松野(頼)委員 大変前向きな答弁、ありがとどう

中小企業が助かるところまで行かなければなりませんので、これは周知徹底はどのようになさるつもりか、お答えいただけないでしようか。  
**○中川国務大臣** 今、金融庁の方から、いや、そういう指導はしていない、でも金融機関の方あるいはまた相手の、借り手の方がそういうふうに判断をしてしまうということは、これはもう大変残念なことであり、これはあつてはならないことでござりますので、前回のときもどなたかの指摘に対してもっともだなと思つたのですから、私がやら職員に周知徹底させますというふうに申し上げましたが、この件につきましても、またほかの件につきましても、ここできちつとお答えをした。

<p>とにかく形で、全国銀行協会なり地方銀行協会なうに思っています。</p> <p>○中川國務大臣 金融行政の中でもありますし、今御指摘のように業界団体を通じてもやつていただきたいと思います。</p> <p>○松野(頼)委員 これは局長で結構です。きょうこうやって御答弁をいただいて、文書が出るといふことは、ことしの三月をもつて期限が切れた法案ではあります。この経過を見てみると、二件、紀陽ホールディングスの三百十五億、それから豊和銀行の九十億ということで、合わせて四百五億の二踏まえて今回は、もう少し使い勝手のいいというか、実効の上がるような法案にということで御訂正をされておるわけであります。</p> <p>私も、アメリカ発の世界同時不況、百年來の大変な金融不安がこれだけ広がつておる中で、政府が早目早目に手を打つていいこうということについては一定の評価をさせていただいておるつもりであります。しかし、何点かやはり問題点もあると、いうふうに思つております。</p> <p>今、我が党の松野議員の質問に対し、検査マニュアルで、規制緩和等で本当に踏み込んだし、かも迅速な決定をいただいておるわけあります。が、私もぜひ一つお願いをしたいところがあるわ</p> <p>この法案が、要するに、何遍も言われております。けれども、本当に中小零細企業の資金繰りがよくなるための法案なのか、それとも金融機関の救済のための法案なのかというところが、どうして私はまだいまいち腑に落ちないところがあります。</p> <p>金融機関のためということであるならば、俗に言う輸血であります。しかし、今本当にやらな</p>	<p>うに思っています。</p> <p>○中川國務大臣 金融行政の中でもありますし、今御指摘のように業界団体を通じてもやつていただきたいと思います。</p> <p>○松野(頼)委員 これは局長で結構です。きょうこうやって御答弁をいただいて、文書が出るといふことは、ことしの三月をもつて期限が切れた法案ではあります。この経過を見てみると、二件、紀陽ホールディングスの三百十五億、それから豊和銀行の九十億ということで、合わせて四百五億の二踏まえて今回は、もう少し使い勝手のいいというか、実効の上がるような法案にということで御訂正をされておるわけであります。</p> <p>私も、アメリカ発の世界同時不況、百年來の大変な金融不安がこれだけ広がつておる中で、政府が早目早目に手を打つていいこうということについては一定の評価をさせていただいておるつもりであります。しかし、何点かやはり問題点もあると、いうふうに思つております。</p> <p>今、我が党の松野議員の質問に対し、検査マニュアルで、規制緩和等で本当に踏み込んだし、かも迅速な決定をいただいておるわけあります。が、私もぜひ一つお願いをしたいところがあるわ</p> <p>この法案が、要するに、何遍も言われております。けれども、本当に中小零細企業の資金繰りがよくなるための法案なのか、それとも金融機関の救済のための法案なのかというところが、どうして私はまだいまいち腑に落ちないところがあります。</p> <p>金融機関のためということであるならば、俗に言う輸血であります。しかし、今本当にやらな</p>
<p>うに思っています。</p> <p>○中川國務大臣 金融行政の中でもありますし、今御指摘のように業界団体を通じてもやつていただきたいと思います。</p> <p>○松野(頼)委員 これは局長で結構です。きょうこうやって御答弁をいただいて、文書が出るといふことは、ことしの三月をもつて期限が切れた法案ではあります。この経過を見てみると、二件、紀陽ホールディングスの三百十五億、それから豊和銀行の九十億ということで、合わせて四百五億の二踏まえて今回は、もう少し使い勝手のいいというか、実効の上がるような法案にということで御訂正をされておるわけであります。</p> <p>私も、アメリカ発の世界同時不況、百年來の大変な金融不安がこれだけ広がつておる中で、政府が早目早目に手を打つていいこうということについては一定の評価をさせていただいておるつもりであります。しかし、何点かやはり問題点もあると、いうふうに思つております。</p> <p>今、我が党の松野議員の質問に対し、検査マニュアルで、規制緩和等で本当に踏み込んだし、かも迅速な決定をいただいておるわけあります。が、私もぜひ一つお願いをしたいところがあるわ</p> <p>この法案が、要するに、何遍も言われております。けれども、本当に中小零細企業の資金繰りがよくなるための法案なのか、それとも金融機関の救済のための法案なのかというところが、どうして私はまだいまいち腑に落ちないところがあります。</p> <p>金融機関のためということであるならば、俗に言う輸血であります。しかし、今本当にやらな</p>	<p>うに思っています。</p> <p>○中川國務大臣 金融行政の中でもありますし、今御指摘のように業界団体を通じてもやつていただきたいと思います。</p> <p>○松野(頼)委員 これは局長で結構です。きょうこうやって御答弁をいただいて、文書が出るといふことは、ことしの三月をもつて期限が切れた法案ではあります。この経過を見てみると、二件、紀陽ホールディングスの三百十五億、それから豊和銀行の九十億ということで、合わせて四百五億の二踏まえて今回は、もう少し使い勝手のいいというか、実効の上がるような法案にということで御訂正をされておるわけであります。</p> <p>私も、アメリカ発の世界同時不況、百年來の大変な金融不安がこれだけ広がつておる中で、政府が早目早目に手を打つていいこうということについては一定の評価をさせていただいておるつもりであります。しかし、何点かやはり問題点もあると、いうふうに思つております。</p> <p>今、我が党の松野議員の質問に対し、検査マニュアルで、規制緩和等で本当に踏み込んだし、かも迅速な決定をいただいておるわけあります。が、私もぜひ一つお願いをしたいところがあるわ</p> <p>この法案が、要するに、何遍も言われております。けれども、本当に中小零細企業の資金繰りがよくなるための法案なのか、それとも金融機関の救済のための法案なのかというところが、どうして私はまだいまいち腑に落ちないところがあります。</p> <p>金融機関のためということであるならば、俗に言う輸血であります。しかし、今本当にやらな</p>
<p>うに思っています。</p> <p>○中川國務大臣 金融行政の中でもありますし、今御指摘のように業界団体を通じてもやつていただきたいと思います。</p> <p>○松野(頼)委員 これは局長で結構です。きょうこうやって御答弁をいただいて、文書が出るといふことは、ことしの三月をもつて期限が切れた法案ではあります。この経過を見てみると、二件、紀陽ホールディングスの三百十五億、それから豊和銀行の九十億ということで、合わせて四百五億の二踏まえて今回は、もう少し使い勝手のいいというか、実効の上がるような法案にということで御訂正をされておるわけであります。</p> <p>私も、アメリカ発の世界同時不況、百年來の大変な金融不安がこれだけ広がつておる中で、政府が早目早目に手を打つていいこうということについては一定の評価をさせていただいておるつもりであります。しかし、何点かやはり問題点もあると、いうふうに思つております。</p> <p>今、我が党の松野議員の質問に対し、検査マニュアルで、規制緩和等で本当に踏み込んだし、かも迅速な決定をいただいておるわけあります。が、私もぜひ一つお願いをしたいところがあるわ</p> <p>この法案が、要するに、何遍も言われております。けれども、本当に中小零細企業の資金繰りがよくなるための法案なのか、それとも金融機関の救済のための法案なのかというところが、どうして私はまだいまいち腑に落ちないところがあります。</p> <p>金融機関のためということであるならば、俗に言う輸血であります。しかし、今本当にやらな</p>	<p>うに思っています。</p> <p>○中川國務大臣 金融行政の中でもありますし、今御指摘のように業界団体を通じてもやつていただきたいと思います。</p> <p>○松野(頼)委員 これは局長で結構です。きょうこうやって御答弁をいただいて、文書が出るといふことは、ことしの三月をもつて期限が切れた法案ではあります。この経過を見てみると、二件、紀陽ホールディングスの三百十五億、それから豊和銀行の九十億ということで、合わせて四百五億の二踏まえて今回は、もう少し使い勝手のいいというか、実効の上がるような法案にということで御訂正をされておるわけであります。</p> <p>私も、アメリカ発の世界同時不況、百年來の大変な金融不安がこれだけ広がつておる中で、政府が早目早目に手を打つていいこうということについては一定の評価をさせていただいておるつもりであります。しかし、何点かやはり問題点もあると、いうふうに思つております。</p> <p>今、我が党の松野議員の質問に対し、検査マニュアルで、規制緩和等で本当に踏み込んだし、かも迅速な決定をいただいておるわけあります。が、私もぜひ一つお願いをしたいところがあるわ</p> <p>この法案が、要するに、何遍も言われております。けれども、本当に中小零細企業の資金繰りがよくなるための法案なのか、それとも金融機関の救済のための法案なのかというところが、どうして私はまだいまいち腑に落ちないところがあります。</p> <p>金融機関のためということであるならば、俗に言う輸血であります。しかし、今本当にやらな</p>

うに、中小零細企業はお金を借りるというところまで行かないんですよ。要するに、信用保証協会までたどりつけないんですよ。なぜかといえば、当然当たり前のことでありますけれども、借りたお金は利息について、その利息をつけてお返ししなきやならぬということです。そこで結局、保証協会で保証をしてもらうまでたどり着けないというのが実は実態なんです。現実に、金融機関の方も貸出先がないわけです。優良貸出先と言うべきなのかはよくわかりませんけれども、貸出先がない。極端なことを言うと、だから金融ビジネスに手を出した、こういう構図ではないのかな。少し飛躍するかもしませんけれども。

したがつて、くどくなりますがけれども、私は、本当に、先ほどのカンフルとして体全体に血液が回る、そして元気な体にしていくということになれば、やはり銀行を強化するということではなくて、借り手の側が借りやすくなるための施策というのをここは考えていくべきではないかということをくどく大臣にお尋ねをしておるわけですね。でも、そういう考え方は今全くございませんか。

**○中川国務大臣** 中小企業が大事だということは私は先ほども申し上げたわけでございまして、中小企業支援のためのいろいろな方策を、既にあるわけでございます。無担保無保証制度もございますし、あるいは、今機能していないとおっしゃいましたけれども、信用保証制度、あるいは今回の一〇〇%特別保証とか、いろいろな制度があります。

もとより、中小企業そのものを支援するということは政府においても重要な施策であり、きのうも、わざわざ中小企業支援という一項目のもので生活対策を発表させていただいたところでござりますので、特に現在厳しい中小企業に対してさらに中小企業支援をしていくということは、政府としてももちろん考へておるところでございます。

**○鈴木(克)委員** このことはすれ違ひというか考え方の違うもあるようですが、本当の意味で中小企業を支援する、そして元気な日本を再生

していく上においては、ここはやはり大胆に、利子補給制度というような形で、本当に中小企業の方々が安心してお金を借りられるという制度に踏み込んでいただきたい、私はこのことを強く大臣に御要望申し上げて、一刻も早くそういう考え方を採択していただくようにお願いをして、次の質問に入らせていただきたいというふうに思います。

次は、これも大分我が党の各議員もいろいろと質問をしておるわけであります、農林中金についてであります。私は、この体質改善ということころに目線を当てて質問をさせていただきたいとうふうに思うんです。

例の住専問題、今からもう十二年前でありますけれども、農林中金は住専七社に対しても最も多い五兆五千億という融資を行つてきました、これはもう御案内のとおりであります。そして、その処理に当たつては、母体行や一般行が合わせて五兆円を超える債権放棄を行つたのに対して、最も融資額が多かった農林中金が五千三百億円を贈与として負担しただけがありました。そのときに農水省と旧大蔵省の間に密約とも言われる覚書があつたと、いうことが明るみに出て、事態が大変混迷をした、ということとも御記憶にあるのではないのかなとうふうに思います。その結果、國民の税金である財政負担が六千八百億円生じたということになります。

それは、末端の農家に迷惑をかけないため、こういうことであつたわけでありますけれども、しかし、当然これ、末端の農家を助けるということはいいわけであります、農林中金のいわゆる体質について、その当时、非常にいろいろな角度から指摘を受けたわけであります。

例えば、当時、政府・与党からも、系統金融も日本の中環の一環であることをしつかり認識するようにとか、効率化や整備をしつかりやるといふような趣旨のことは声明文でもうたわれておつたわけであります、が、果たして、本当にそれが実行されてきたのかどうかということであります。

農林中金で総資産六十二兆円というふうに言われておるわけですけれども、その二分の一以上が有価証券で運用されておる。これは明らかな事実であります。それは本来の目的をかなり逸脱しておるのではないか、このように私は考へるわけであります。ですが、いわゆる住専問題が起きて以来、系統金融の効率化や整備はどのように行われてきたのか、国民の皆さんにわかるように説明をしていただきたい。農水省、お願ひいたします。

○高橋政府参考人　お答えさせていただきます。

最初に、住専問題の経緯でござりますけれども、これにつきましては、今委員御指摘ございましたけれども、当時、五・五兆円についての住専への貸し付けということをございますが、これは、農林中央金庫本体のみならず、いわゆる信託農業協同組合連合会等、農林中央金庫を中心としたします農林系統全体としての貸し付けでございました。

また、住専処理の際の公的資金の投入問題につきましては、当時の総理大臣答弁にもございますように、基本的なスキームは系統金融機関救済ということとで決められたものではなくて、むろん、住専問題を処理するために住専そのものをなくしてしまう必要がある、そのためには必要な措置を講じたというところでございました。

ただし、当然のことながら、住専問題が生じました際に、農協系統金融機関につきまして、金融機関として十全ではないという面があつた、これについてさまざまなものから指摘があり、これを踏まえた反省と改革が必要であるという御指摘がございました。

このことを受けまして、農林系統金融機関につきましては、その後、平成八年及び平成十三年、二度にわたります法律を改正いたしまして、いわゆる生産現場におきます農業協同組合、あるいは県レベルの信連等については、理事等役員の兼任職、兼業等の規制の導入あるいは經營管理委員会制度の導入、そして信連については義務化とするというような組織管理体制の強化、農林中央金庫

につきましても、経営管理委員会制度の導入、さらには、農協系統信用事業の再編強化のために、いわゆる別法人ではございますけれども、信連あるいは単協等に対する指導事業の強化というような措置を講じたわけでございます。

このような措置を踏まえまして、住専問題が顕在化いたしました平成七年度末時点から現在までの間に、信用事業を行います農業協同組合の数は、二千四百七十二から、現状、三分の一以下の七百七十まで減っております。また、信用農業協同組合連合会につきましても、四十七から三十六に減少するなど、事業、組織の合理化、効率化を図つてきたところでござります。

また、先ほど、有価証券運用につきましての御指摘でございましたけれども、農林中央金庫につきましては、その法律第一条の目的におきまして、農業協同組合、漁業協同組合などの協同組織を基盤とする金融機関として、これらの協同組織のために金融の円滑を図るということが目的とされております。この協同組織の金融の円滑化を図るということは、農林漁業者への貸し付けなどにつきましては農協レベル、あるいは、県段階における調整については信連等が補完をすることを前提といたしまして、農林中央金庫そのものは、農協、信連等の会員に対しまして、預金の受け入れ、貸し出し等の資金面や決済システム等の機能面での役割を提供とともに、系統外の一般金融、経済市場との接点に立ちまして、資金供給者であるます会員の負託にこたえて、資金を系統外の需要者と結びつけて効率的に運用し、収益を会員に還元するということが大きな課題となつているところでございます。

この結果、例えば平成十九年度では、その果実といたしまして三千億円強を還元するなど、農協系統金融機関の経営基盤の強化、JAバンク全体として農林漁業に向けました適切な資金を融通することによりまして、農林漁業者の経営の安定、農林漁業の経営の発展に寄与するという法的目的に資するということでございます。

〔委員長退席、山本(明)委員長代理着席〕

○鈴木(克)委員 今いろいろと経過をつまびらかにしていただいたわけですが、私は、抜本的な部分は変わっていない、いわゆる体質は変わらないというふうに指摘をしたいと思うんです。

いわゆる資産運用の中身について少し入つていただきたいんですが、当然、今お話をありましたように、各農家が各地の農協に貯金をされ、その貯金が農林中金に集まつて、そして農林中金で運用されておるということですが、しかし、本来の目的は、今お話にもありましたように、農家の農業事業資金として貸し出すというのが使命であるわけであります。それで、その農林水産事業への貸し出しはどうなつてているかということであります。

これは、我が党の同僚議員からもいろいろと指摘があつたわけでありますけれども、実際には、今お話をありましたように、多くの資金を有価証券で運用しておるのが実態でありますけれども、有価証券で運用しておる三十六兆円のうち、国債での運用は八兆円強、実に七割強の二十六兆円がその他證券ということで運用されておるわけであります。

では、その他の証券の二十六兆円の内訳というのはどういうふうになつておるのか、できるだけ詳細にお示しをいただきたいと思います。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

農林中央金庫によりますと、平成二十年三月末における農林中央金庫の有価証券の保有残高は、十六兆一千六百一十三億円、うち二十六兆千六百八十三億円がその他証券ということになつていて、外國債券が十四兆三千八百三十三億円、外國株式六百六十九億円、投資信託その他で十一兆七千百八十億円ということになつております。

○鈴木(克)委員 お配りをした資料の二に今御答弁のお話があるわけですが、その他の証券が二十六兆、そして外國債が二十四兆五千億、こういう

ことあります。

私は、この資料要求で、外國債の発行国とそれを見ただけでも、二十六兆のうち二十四兆五千億が外國債で運用されておるという、これで本当に、先ほどちょっとと系統外の金融機関で運用をとておるということがあります。それで、系統外と非開示である、こういうことであります。

しかし、こういう部分が明確にされなくて、本

当に実態を我々は知る余地がないわけですよ。これを見ただけでも、二十四兆五千

億が外國債で運用されておるという、これで本当に、先ほどちょっとと系統外の金融機関で運用をとておるということがあります。それで、系統外と非開示である、こういうことであります。

いえ、それは系統外でしようけれども、いずれに

められた貯金とそして生産に必要な貸し出しどの間の差額、その余裕金の部分、これを、今度は県にございますそれぞれの連合会に貯金として預け入れていく。県のこの信用農業協同組合連合会あるいは信漁連の場におきまして、県の広域的な資金需要に対して、またそこで貸し出しを行つてまいります。

それからもう一つ、いわゆる外國債を購入するには証券会社等の金融機関に手数料を払うわけがありますが、この手数料は何%で、二十四兆円に先ほどちょっとと申せと申し上げたんだけれども、このところを多い順から三ヵ国を示していただきたい、そして、金額と割合を示していた

だときたい。

それからもう一つ、いわゆる外國債を購入するには証券会社等の金融機関に手数料を払うわけがありますが、この手数料は何%で、二十四兆円に先ほどちょっとと申せと申し上げたんだけれども、このところを多い順から三ヵ国を示していただきたい、そして、金額と割合を示していた

だときたい。

ただし、そこでもまだ発生いたします余裕金については、これを農林中央金庫に全国から一括して集めまして、ここで集められたものについては、先ほどの農林中央金庫法の目的にもござりますよ

うに、いわゆる会員である農協、漁協、信農連、信漁連の協同組織を基盤といたします金融機関、これらの金融機関の金融の円滑化を図るというこ

とで、いわゆるリテールの部分、農業者、漁業者等に対する貸し付けは農協、漁協等に行つていただき、そして、必要であれば信農連、信漁連が貸し付けをする。

さらに、全国的な貸し出しひ場合には農林中金もいたしますけれども、基本的には、集められた余裕金を一括して有利運用することによりまして、傘下の会員であります信農連、信漁連、農協、漁協等に利益の還元をするということで、農林中央金庫の業務、目的を果たしているというところでございます。

ささらに、全国的な貸し出しひ場合には農林中金もいたしますけれども、基本的には、集められた余裕金を一括して有利運用することによりまして、傘下の会員であります信農連、信漁連、農協、漁協等に利益の還元をするということで、農林中央金庫の業務、目的を果たしているというところでございます。

○鈴木(克)委員 そうすると、それぞれの機関で融資をして、そして、足らざるところを農林中金が補つていくという御説明であつたように理解をしておるわけですが、しかしそれにしても、設立の目的ということから見ると、私は、実態とかなり違つておるのでないのかなということを指摘をしておきたいというふうに思います。

そして、先ほども申し上げましたけれども、これまで、結果といたしまして、大体、十九年度の決算ベースで、果実としての三千億円の還元を行つてきましたということでございます。

また、もう一つ御指摘の外國債券についての内訳でございますけれども、農林中金によります

と、その詳細は発表されておりませんが、発行額の多い国といたしましては、アメリカ、ドイツ、フランス等というふうに聞いているところでござります。

また、これらの証券も含みます市場運用資産総額、これは大体四十五兆円程度ございますけれども、これについて通貨別でどのような形になつて

いるかという割合を見ますと、円建てが当然ある

わけでございますが、これが十六兆円程度、米ドル建てで二十二兆円程度、ユーロ建てで五兆円程度、英ポンド建てその他一兆円程度というふうになつておるところでございます。

なお、証券会社に支払つております手数料等の詳細でござりますけれども、これは個別金融機関の投資戦略あるいは取引 자체そのものに係る事項でござりますので、従来から外部には一切公表されていないところでございます。

○鈴木(克)委員 肝心なところになると個別であるということであるわけですけれども、例えば手数料をとりましても、一%仮に証券会社へ払つたとしても、二十四兆円の一%というと二千四百億ですか、ということになりませんか。もちろん、手数料を払うことが悪いということではありますけれども、適切なリスクマネジメントというこ

とで、今回こういうような状況になりましたよね、アメリカ発の金融不況そして株価暴落ということになつたわけであります。これは、直近の何かデータ、資料というのはお持ちですか。

○高橋政府参考人 先ほども申し上げさせていたしましたけれども、個々の個別の有価証券の取引に当たりまして、仲介しております証券会社等々の間での手数料、これにつきましては、実態的にも私ども承知している、あるいは、これについて個々の取引ごとに詳細について承知しているといふものではございませんので、御理解いただきたく思います。

○鈴木(克)委員 大臣、申しわけない、今のや

りございます。

このような非常に個別の取引に当たるものにつけては、農林中央金庫だけではなく、個々の取引についての詳細については、従来から不開示といふふうにさせていただいているところでございま

す。

○鈴木(克)委員 大臣、申しわけない、今のや

りございます。

○鈴木(克)委員 なに農林中金だけが突出をして

いることで、私は、別にこれだけが突出してど

うのこうのということではなくて、今まさに国民の皆さん、税を投入するということですから、き

ちつとした情報開示をされて、國民も納得をした

上でそういうことがなされていかなきやいけない

し、国会というものは、そういうものをチェック

するのが我々の責務だというふうに思つていま

して、突出して農林中金だけをやり玉に上げよう

かということでは全くありません。

しかしいずれにしても、今我々が審議しておる

この法案の中で、後で申し上げますけれども、新

銀行東京と農林中金、この二つは、やはり我々

自身納得ができない。恐らく、多くの国民の皆さん

も御納得いただけないんじやないかという立場で

質問をさせていただいておるということを大臣に

申し上げておきたいというふうに思います。

それで、公的資金が投入される、注入される

ではないのかなということを強く申し上げて、時

間になつてしまいまして、まだ残余の質問はある

わけであります。またの機会にさせていただき

たいと思います。

以上で終わります。

いうことは約束していただけますか。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

有価証券取引に当たりまして、仲介します証券会社との間での手数料につきましては、これは純粋の商行為に当たりますし、個々の取引の問題でございます。したがいまして、当然ながら、いわゆる事業者間の競争条件等の問題に当たるものもござりますし、実際にこれを開示することによりまして、業務の遂行に当たつて不当な不利益を与える、そういうようなことも懸念されるわけでございます。

このような非常に個別の取引に当たるものにつけては、農林中央金庫だけではなく、個々の取引については、農林中央金庫だけではなく、個々の取引についての詳細については、従来から不開示といふふうにさせていただいているところでございま

す。

○鈴木(克)委員 大臣、申しわけない、今のや

りございます。

○鈴木(克)委員 なに農林中金だけが突出をして

いることで、私は、別にこれだけが突出してど

うのこうのということではなくて、今まさに国民の皆さん、税を投入するということですから、き

ちつとした情報開示をされて、國民も納得をした

上でそういうことがなされていかなきやいけない

し、国会というものは、そういうものをチェック

するのが我々の責務だというふうに思つていま

して、突出して農林中金だけをやり玉に上げよう

かということでは全くありません。

再度申し上げますけれども、必ずしも適当では

ない、こういうふうに考えております。

○鈴木(克)委員 また一番最初の議論に戻つてし

まうわけがありますが、今回のこの法案で、中小

零細企業に円滑に資金が流れいくための制度と

して我々は今回の法律を通していこうということ

になつてているわけであります。しかし、それには

やはり、実際にどれだけ金融機関から中小企業の

皆さんとのところにお金が行つたのか、そして、系

統の機関を通してどれだけのところが流れ出る

のかというの、これは、チェックするの

の私どもの義務だというふうに思つんですよ。

そういうことができないというの、なぜそ

ういう形でしか答弁されておらないのかなと思う

ですけれども、私は、そういう意味からいつ

も、この法案が、冒頭申し上げた、何か問題を抱

えたままどんどん事が進められようとしておるの

ではないのかなということを強く申し上げて、時

間になつてしまいまして、まだ残余の質問はある

わけであります。またの機会にさせていただき

たいと思います。

以上で終わります。

多分、私の想像では、巨額な資産を持ち、そしてその多くが、貸し出しではなくて有価証券、とりわけ外国有価証券に回つておるから、ちょっとどうかになります。お気持ちはかなというふうに思つておる感じの入った言い方ですけれども、けしからぬ、こういうお気持ちなのかなというふうに思つてお

ります。

金融機関を監督する立場の私といたしましては、ルール違反、あるいはまた何か明らかな経営

に関する問題が発生しない限りは、個々の経営については我々もきちつと監督もしておりますし、

また、開示すべきものは開示しておる、今不十分だというおしかりもござりますけれども、開示すべきものは開示しているという前提で私は金融監督行政をこの農林中金に対してもやつてしまりますし、

したし、これからもやつてまいりつもりでござります。

金融機関を監督する立場の私といたしましては、

は、この方針が円滑にまた確実に実施される見込

みがあるかどうか、そういうものを審査し、ま

た、履行状況を継続的にフォローアップしてい

く、こういう形にいたしております。こういうこ

とを通じて透明性を確保していきたい、こういう

ふうに考えております。

再度申し上げますけれども、必ずしも適当では

ない、こういうふうに考えております。

○石田副大臣 お答え申し上げたいと思います。

資本注入された個別の農協の名称を公表するか

どうかについては、当該農協に風評被害、この心

配もある。ですから、必ずしも公開、公表するこ

とが適当であるとは考えておりません。

一方で、農林中金が資本参加の申請を行う場合

には、協同組織金融機能強化方針を提出すること

になつております。農林水産省といたしまして

は、この方針が円滑にまた確実に実施される見込

みがあるかどうか、そういうものを審査し、ま

た、履行状況を継続的にフォローアップしてい

く、こういう形にいたしております。こういうこ

とを通じて透明性を確保していきたい、こういう

ふうに考えております。

再度申し上げますけれども、必ずしも適当では

ない、こういうふうに考えております。

○鈴木(克)委員 また一番最初の議論に戻つてし

まうわけがありますが、今回のこの法案で、中小

零細企業に円滑に資金が流れしていくための制度と

して我々は今回の法律を通していこうということ

になつてているわけであります。しかし、それには

やはり、実際にどれだけ金融機関から中小企業の

皆さんとのところにお金が行つたのか、そして、系

統の機関を通してどれだけのところが流れ出る

のかというの、これは、チェックするの

の私どもの義務だというふうに思つんですよ。

そういうことができないというの、なぜそ

ういう形でしか答弁されておらないのかなと思う

ですけれども、私は、そういう意味からいつ

も、この法案が、冒頭申し上げた、何か問題を抱

えたままどんどん事が進められようとしておるの

ではないのかなということを強く申し上げて、時

間になつてしまいまして、まだ残余の質問はある

わけであります。またの機会にさせていただき

たいと思います。

以上で終わります。

例えは、百歩譲つて、では、今後公的資金の注入を受けることになつたとした場合に、この辺のところを開示する、そして、国民の皆さんに判断をしてももらえるような重要な資料を出していくと

農林中央金庫についていろいろ御指摘の議論、ずっと聞かせていただいております。

○鈴木(克)委員 今私たちには、まさに実態を知り、それに対して対策を真剣に考えていくこうとうときがござりますけれども、個々の有価証券の取引に当たりまして、仲介しております証券会社等々の間での手数料、これにつきましては、実態的にも私ども承知している、あるいは、これについて個々の取引ごとに詳細について承知しているといふものではございませんので、御理解いただきたく思います。

○中川国務大臣 前回に引き続きまして本日も、農林中央金庫についていろいろ御指摘の議論、ずっと聞かせていただいております。

○鈴木(克)委員 大臣、申しわけない、今のや

りございます。

○鈴木(克)委員 なに農林中金だけが突出をして

いることで、私は、別にこれだけが突出してど

うのこうのということではなくて、今まさに国民の皆さん、税を投入するということですから、き

ちつとした情報開示をされて、國民も納得をした

上でそういうことがなされていかなきやいけない

し、国会というものは、そういうものをチェック

するのが我々の責務だというふうに思つていま

して、突出して農林中金だけをやり玉に上げよう

かということでは全くありません。

それで、公的資金が投入される、注入される

ということになつた、そうすると、傘下の系統金

融機関に資金的な支援がされていく、そして、そ

うなつてきた場合に、今度は、まさに透明性を確

保するという視点においても、それぞれの金融機

○田中委員長 次に、川内博史君。

○川内委員 川内でございます。

委員長 理事の先生方にお許しをいただきまして発言の機会をいただいたこと、感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、早速質疑に入らせていただきます。

昨日、麻生総理から生活対策なるものが発表をされたわけでございますが、それに対して中川大臣が、総理会見後の会見で記者さんとのこういう質問に対し、特別会計の積立金を取り崩してこの生活対策に使うというのは財政再建にはマイナスの効果もあると考えられます。そのあたりを含めてどうお考えでしようかという質問に対し、数字的には御指摘なようなことになることは私も認めますというふうにお答えになつてしまつています。今回のこの生活対策が財政再建にはマイナスの効果である、中川大臣の大蔵会見での御発言はこのとおりでよろしいんでしょうか。

○中川国務大臣 財投特会から剩余额を法律の規定によって国債整理基金に繰り入れなさいといふものを、今回、緊急の生活対策として、赤字国債を発行するわけにはいきませんが、いろいろなところから財源を手当てしなければいけないという中で、ことしでいいますと約二兆六千億ほどの繰り入れなければいけない財投特会の剩余额がある、したがいまして、それを活用させていただきます。

そうしますと、本来繰り入れておかなければいけない、そして赤字国債を減らしていくということにならないということになりますので、そういう意味では、その部分をほかのところの財源で持つてくる、あるいは赤字国債を発行するとの結果的に数字としては同じになります。

ただし、なぜそういうことまでしてやつたかと

いうと、緊急に暮らしや中小企業や地方を守るために対策をとらなければいけないので、こういう財源を使わせていただきますという趣旨で申し上げました。

○川内委員 私は、政府の認識として百年に一度

の経済危機であるという認識においては、その認識を共有するところでありますけれども、昨日発表された対策が、一年限りの二兆円の給付金、高速道路を乗用車だけ休日に限つて千円乗り放題、千円乗り放題だからといって、では東京から大阪まで車で行こうかとか、そういう人は恐らく余りいないわけでございまして、しかも、三年後には消費税を上げるよ、上げざるを得せんねというふうに売買したかということを公開すべきである。情報の公開こそが私は、この投機マネーを監視していく最重要の、そしてまた最大に効果を上げるツールだというふうに思います。経済産業省としての見解をまず教えてください。

○大下政府参考人 お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、商品先物市場の透明性を確保し、公正な価格形成を図つてまいりますことは、我が國のみならず、国際的にも重要な課題であるというふうに承知をいたしております。このため、商品先物市場の利便性を確保しながら、透明性を明確に区別する。そして、こういう資本注入などというものは、もしかしたら将来国民負担になるかもしれません。実際に、バブル崩壊以降、私達の政府あるいは国民の皆さんに大変大きな負担をおかけしてやつとこさここまで来たわけですが、金融サミットが開かれる。財務大臣にはまだ招待状が届いていないことだそうですが、恐らく私は届くんだろうと思うんです。金融サミットに財務大臣が行かないなんてことはちょっとあり得ないと思いますので、届くと思います。それを前提として、ぜひこの商品先物市場については、二階経済産業大臣とも御相談の上、手口をしつかりと毎日公開をし、投機マネーが暴れ回らぬようにしていくことが今後の世界経済を支えるべきであるという指摘もありまして採用され

そこで、御指摘をいただきました会員ごとの取引高を公表する制度でございますが、諸外国においては、事業者の事業戦略やノウハウの流出を招きかねないという指摘もありまして採用されていよいよ反省をし、そして実体経済を厚くしていくことを考えなければならない。

では、その投機マネーをどうやって監視をし規制をしていくのかということだと思いますが、それが決まりました。

○中川国務大臣 これは、川内委員の御指摘、私

は基本的に考え方と同じです。

今回に限らず過去何回か、今から四百年近く前

の堂島の米先物相場でありますとか、オランダの

チューリップ相場から始まって、四百年の間に一

体何回金融が実物からかけ離れて過熱して、そし

てやがてその泡が崩壊していくことは、も

う世界じゅうで何回も何回も繰り返されているわ

けでございます。特に今回は、コンピューターの

制度を思い切り使つてやつていく。

さつき川内委員も御指摘になつたように、そも

そもこの先物にしても、これはリスクヘッジとい

う概念があるわけありますけれども、途端に、

リスクヘッジどころかリスクを拡散するみたいな

ことになつちゃいまして、いわゆるデリバティブ

ズ、金融派生商品というものの問題になつてしま

いました。今回のあのCDSなんかも、まさに債

権が破綻したときのための保証商品であつたもの

きている。そういう中で、日本の市場というのには手口をしつかりと公開するよということになつて声明にも明記されている透明性の向上のために、アメリカやイギリスに対して、商品先物市場の手口を毎日しつかりと、だれがどの商品をどういう方法でございまして、しかも、三年後には商品を金もふうに売買したかということを公開すべきである。情報の公開こそが私は、この投機マネーを監視していく最も重要な、そしてまた最大に効果を上げるツールだというふうに思います。経済産業省としての見解をまず教えてください。

○大下政府参考人 お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、商品先物市場の透明性を確保し、公正な価格形成を図つてまいりますことは、我が國のみならず、国際的にも重要な課題であるというふうに承知をいたしております。このため、商品先物市場の利便性を確保しながら、透明性を明確に区別する。そして、こういう資本注入などというものは、もしかしたら将来国民負担になるかもしれません。実際に、バブル崩壊以降、私達の政府あるいは国民の皆さんに大変大きな負担をおかけしてやつとこさここまで来たわけですが、金融サミットが開かれる。財務大臣にはまだ招待状が届いていないことだそうですが、恐らく私は届くんだろうと思うんです。金融サミットに財務大臣が行かないなんてことはちょっとあり得ないと思いますので、届くと思います。それを前提として、ぜひこの商品先物市場については、二階経済産業大臣とも御相談の上、手口をしつかりと毎日公開をし、投機マネーが暴れ回らぬようにしていくことが今後の世界経済を支えるべきであるというふうに思うんです。

○中川国務大臣 これは、川内委員の御指摘、私は基本的に考え方と同じです。

今回に限らず過去何回か、今から四百年近く前の堂島の米先物相場でありますとか、オランダのチューリップ相場から始まって、四百年の間に一

体何回金融が実物からかけ離れて過熱して、そしてやがてその泡が崩壊していくことは、もう世界じゅうで何回も何回も繰り返されているわけでございます。特に今回は、コンピューターの制度を思い切り使つてやつていく。

さつき川内委員も御指摘になつたように、そもそもこの先物にしても、これはリスクヘッジとい

う概念があるわけありますけれども、途端に、

リスクヘッジどころかリスクを拡散するみたいな

ことになつちゃいまして、いわゆるデリバティブ

ズ、金融派生商品というものの問題になつてしま

いました。今回のあのCDSなんかも、まさに債

権が破綻したときのための保証商品であつたもの

が、これが世界の金融を脅かしているわけであります。

この商品先物相場につきましても、商品相場派生商品みたいな感じなんだろうと思いますけれども、早くから、今経産省からも、日本で要求をしているというふうに、日本はそういう立場でござりますし、この問題、きのう麻生総理も、国際的な問題として、会計基準の見直しと格付機関の見直しと、そして、こういった商品の異常な動きに対してのルールづくりをワシントンで提言したいというふうにはつきり申し上げておられるわけでございます。また、既に IOSCO、証券監督者国際機構の中で九月から商品先物市場タスクフォースというものがスタートしております。

日本はもとより、川内委員御指摘のとおり、そういう経験と、また失敗も学んできているわけでありますから、十五日に私が行くかどうかは決まり申し上げたいと思います。

それでは、この金融機能強化法、法律そのものの議論をちょっとさせていただきたいんです。先ほど、鈴木克昌議員の方からも、農林中央金庫を経由して農協単体に資本注入された場合に、個別の農協の名称の公開というものをすべきであるということを主張させていただいたわけでございますが、谷本副大臣の方からは、必ずしも適当かつたつけ。だつたよね、答弁したのは、違つたつけ。役所が言つたんだつけ。農水副大臣か、ごめんなさい。必ずしも適当ではないという御答弁だったわけでございますが、私もこの問題をちょっと引き続きやらせていただきたいんです。前回の金融機能強化法のとき、農協単体への資本注入というのが議論になつたときに、農協組織というのは、経済事業あるいは共済事業、そして信用事業と、三つの事業をやつていて、した

がつて、資本注入をすることが果たして信用事業のためのものになるのかどうかが判然としないと、そこでちょっとお尋ねをしますが、今回、期限が延長される、そしてまた新たな枠組みが設けられると、これは新しい枠組みとして設けていける現行法においては、個別の信金、信組への資本注入は可能であるという理解でよろしいでしょうか。

○内藤政府参考人 お答えいたします。

現行の金融機能強化法におきましては、個別の協同組織金融機関は制度の対象に含まれておりますから、国が直接資本参加することは可能ですが、そこから、農協単体への資本参加は、現行法では不可能です。

○川内委員 お答えいたしました。

○内藤政府参考人 さようございます。

○川内委員 それでは、現行法では、個別の信金、信組へ資本参加をした場合、その信金、信組の名称、名前は公表されるという理解でよろしく

さようございまして、現行の機能強化法に基づきまして、個別の協同組織金融機関が国に直接資本参加を求める場合には、経営強化計画の提出が義務づけられております。当該金融機関の名称につきましては、資本参加が決定された場合、計画の内容などとともに公表されることになつております。

○川内委員 現行法では、信金、信組に資本参加

され、その辺のことを今回の反省の大きな原因の一つとして、川内委員の御指摘をいただいて、はつきり申し上げたいと思います。

○川内委員 よろしくお願ひいたします。

それでは、この金融機能強化法、法律そのもの

の議論をちょっとさせていただきたいんです。

先ほど、鈴木克昌議員の方からも、農林中央金庫を経由して農協単体に資本注入された場合に、個別の農協の名称の公開というものをすべきであるということを主張させていただいたわけでございますが、谷本副大臣の方からは、必ずしも適当

かたつけ。だつたよね、答弁したのは、違つたつけ。役所が言つたんだつけ。農水副大臣か、

ごめんなさい。必ずしも適当ではないという御答弁だったわけでございますが、私もこの問題を

ちょっと引き続きやらせていただきたいんです。

前回の金融機能強化法のとき、農協単体への資本注入というのが議論になつたときに、農協組織とい

うのは、経済事業あるいは共済事業、そ

して信用事業と、三つの事業をやつていて、した

まして、国があらかじめ中央機関に資本参加し、当該中央機関の自主的な判断に基づきまして傘下の金融機関に対して必要な資本提供を行うことを可能にする、これは新しい枠組みとして設けていれるところでございます。

傘下の資本支援先の名称のお尋ねでございますけれども、新たな制度が、傘下の金融機関の経営等を熟知している中央機関によるモニタリング、経営指導機能を最大限活用する枠組みとなつておられますことから、あえて支援先名を公表してパブリックプレッシャーにかける必要性が相対的に低い一方で、当該金融機関に風評リスクが生じるおそれや本制度の利用が阻害されるおそれが相対的に大きいというふうに考えられますことから、改正法案上は公表されないというふうになつております。

○内藤政府参考人 改正案では、簡単に言えば名称は公開されないと。農協についても、同じ理由で公開されない、公表されないとということですね。ちょっとと、そうですと言つてください。

○川内委員 今まで、現行法の金融機能強化法で

は、信金、信組の名称は公表されていた。しかし、改正案では、農協が加わったために公表され

ます。

○内藤政府参考人 さようございます。

さようございまして、現行の機能強化法に基

づきまして、個別の協同組織金融機関が国に直接

資本参加を求める場合には、経営強化計画の提出

が義務づけられております。当該金融機関の名稱

につきましては、資本参加が決定された場合、計

画の内容などとともに公表されることになつてお

ります。

○内藤政府参考人 お答えいたしました。

○川内委員 さようございます。

さようございまして、現行の機能強化法に基

づきまして、個別の協同組織金融機関が国に直接

資本参加を求める場合には、経営強化計画の提出

が義務づけられております。当該金融機関の名稱

につきましては、資本参加が決定された場合、計画の内容などとともに公表されることになつてしまつたということですね。これは大変不思議なことだと思います。

実は、金融庁の中に協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループというものがあつて、ずっとこの間議論をされております。信金、信組について議論されている。このワーキング・グループの中で、資本参加あるいは資本注入を受けた場合に、いや、名称を公開されると困りますね、大変なことになりますわ、風評被害ですわみたいな議論が行われていましたか。

○内藤政府参考人 今お話しの協同組織に関する法案をおきましたは、協同組織金融機関全体で提携している金融機能の発揮の促進を目的といったし

同組織全般のコーポレートガバナンスの問題について中心に討議をしておりまして、今委員御指摘のとおり、ごいません。

○川内委員 私の御記憶とおっしゃられたが、私は記憶しているような点についての議論は、私の記憶しているところ、ございます。

ネットのあり方についての議論のところで、情報の公開性は高めていくべきであるということの議論はあるが、情報の公開性について、個別金融機関の名称について、それを非公開にする方がより円滑になるのだというような議論は一切されていませんですね。

今回、この法律のそもそも目的は、中川大臣が十月十四日に発表されている談話、中小企業の金融の円滑化というものが目的であると私は思います。

この法律の条文の中には中小の事業者という言葉で出てくるわけですから、資本参加するあるいは資本注入することによって、その銀行なり信金、信組なりがどんどん中小企業の方々にお金を貸していくようにしましようね、そのためのあらかじめの資本参加だよ、したがつて、今回資本参加を受けるあるいは資本参加の申請をするところは、中小企業の金融に資するために資本参加を受けるのだと、いうのがそもそも理屈でしようから、全然システムリスクとは関係ないんですね。

上野さんは午前中の議論で、システムリスクに対するにはこういう枠組みが農中にてもぜひ受けたところがちゃんと中小企業に貸しているぜなら、システムリスクと関係するのは、預金保険法に定められている金融危機対応措置というものがしっかりとあります。

今回のこの枠組みというのは、本来、資本参加を受けたところがちゃんと中小企業に貸しているぜなら、システムリスクと関係するのは、預金保険法に定められている金融危機対応措置といふものがしっかりとあります。

今回のこの枠組みというのは、本来、資本参加を受けたところがちゃんと中小企業に貸しているぜなら、システムリスクと関係するのは、預金保険法に定められている金融危機対応措置といふものがしっかりとあります。

細野さん一人が

拍手をしてくれるわけですけれども。そういう意味では、新しく加わった、農林中金を経由しての資本参加のこの枠組みというものが、私はちょっと問題なんじゃないかと。

きょうは農水省にも来ていただいていますけれども、これは、名称を公開するな、名称を公開しないでくださいと要請したのは農水省ですか。

今回の法案の枠組み、先ほど委員が御説明ありましたように、中川大臣の談話を踏まえて急遽、早急につくるという時点で、私ども農林水産省といたしましても、この地域における農林漁業系統金融機関の地域の金融における重要性、農林漁業者、これも中小規模の事業者でございます、そこにおける資金需要に適切に対応していくということから、このシステムについて、農林漁業系統についてもきちんと他の同様の協同組合金融機関と同様の形で位置づけていただきたいということを申し入れております。これにつきましては、たしか私どもの記録によりますと、十月の十五日だったと思います。

この段階では、まだ基本的な枠組みということも、私ども、そういった段階での申し入れを行つておりますて、その段階では、個別農協の名称の公表をどうするかどうかというようなことを検討した上で申し入れを行つたというようなことはございません。

○川内委員　ここは非常に大事なところなので農水省は正直に答えていただきたいんですけどねども、農水省から金融庁に対して、この金融機能強化法の改正案に対しても要望書が出ております。この農水省から金融庁に出た要望書を読むと、「個別行としての農林中金・JAバンクにおける協同組織中央機関としての農林中金のいずれの場合であつても、資本注入が可能となるよう、条文上の手当てをお願いしたい」というふうに農水省は金融庁に申し入れているわけです。

この「条文上の手当て」とは何かということだと思うんですが、農水省としては、この「条文上」

○高橋政府参考人 先ほどもお答え申し上げましたとおり、私どもが金融庁に要請をさせていただきましたのは十月の十五日でございます。その段階では、この法律につきまして、三月段階で切れおりました申請期限を延長するということでござります。当然のことながら、その延長の際には、他の金融機関と同様に、従前規定されております農林漁業系統の機関についても同様の措置をしていただきたい、これは当然、条文上の措置というふうに認識しております。

また、新たな仕組みということも検討されるというふうに伺っております。協同組織の金融機関について新たな注入方式ということも検討されているということでございました。

したがいまして、先ほど来申し上げておりますように、農林漁業系統組織も、地域における農林漁業者等に対しましての金融ということで非常に重要な役割を果たしているということでございまますので、他の協同組合金融機関と同様の措置をお願いをいたしたい、これもまた条文上の措置ということで申し上げたわけでございます。

ただ、そのスキームの細かい詳細の段階まで私ども承知をした上で、検討した上で申し上げたということではございません。基本的な枠組みで同様の措置をお願いしたいということでございます。

○川内委員 ほかと同じ扱いでいいですよということですね。

○高橋政府参考人 農業系統、漁協系統の組織につきましても、信用金庫あるいは信用組合、労働金庫等の金融機関と同様の扱いをお願いをしたいということです。

○川内委員 それでは、金融庁に確認しますが、本改正案策定過程において、全信組連とか全信金連から、あらかじめの資本参加によって個別信

金、個別信組に対して資本参加あるいは資本注入を行う場合、その名称までは公表しないでください」という要請がありましたか。

○内藤政府参考人 私どもの法案の作成の検討段階におきましては、この今回の新しい制度、中央組織から個別の信金あるいは信組に資本を参加するというような枠組みを検討していく過程におきまして、現在の相互支援制度を参考にしまして、この相互支援制度をサポートしていくというような考え方で検討をしてまいりました。

現在の相互支援制度におきましては、中央機関から個別の信金、信組に資本参加をする場合には名称を伏せておるという形で、これは、理由は先ほど申し上げたとおりでござりますけれども、そういう形で公表しないということでおつておりまして、経営指導でございますとかその後のフォローアップ、それはきちんとやつていく。そういう枠組みは基本的に今回の制度においても受け継ぐという形でやつておりますので、そういう形で検討をしてまいった次第でござります。

○川内委員 金融庁の方はちょっとひどいんじやないですか。現在、全信金連とか全信組連が独自にやつておる取り組みの中でのこと、国が公にやる、国民の皆さんのお金を使うかもしれないことをごつちやにして答弁しないでくださいよ。

私が聞いたのは、名前を公表しないでくれとうる要請がありましたかということを聞いておるんですよ。何でたらめを答えておるんですか。

○内藤政府参考人 私どもの法案の作成、検討の段階におきまして、具体的にそうした申し出があつたというふうには聞いておりません。

○川内委員 大臣、情報公開というのはすごく大事なことで、やはりあらゆることというのは、情報を公開することで適正化、適切な方向に向かうと私は思います。

なぜか個別行の名称が公表されないということが、この条文上、三十四条の八の二項で入つてしまつておる。しかも括弧書きですよ。非常にわかりにくく書いてあるんです。条文を読み上げる

と、「第三十四条の五の規定は、主務大臣が前項の規定により同項各号に掲げる事項について報告を受けた場合における当該報告（同項第一号に係るものを除く。）」「同項第一号」というのが金融機関の名称なんですよ、「について準用する」要するに、金融機関の名称を除くよということを、括弧書きの中で、しかも物すごいわかりにくく書いてあるわけです。これは、この括弧書きを外すだけいいんですよ。括弧書きを外すだけでいいんです。

国民の皆さんのもしかしたら国民負担になるかもしれないお金が金融機関に入り、それが本当に中小企業そしてまたその地域の経済のために使われたか否かということを、しっかりと国民の皆さんが、あるいは中小企業の経営者の皆さんが、いや、あんたのところは資本注入を受けたでしょう、その分ちゃんと貸してよ、ちゃんと貸し出しに回しなさいよということをきちんとと言えるように仕組みをつくつしていくのが、本来の、この法律が十全に役割を發揮する方法であるというふうに私は思います。

大臣、この括弧を外すだけでいいんですよ。あとは何にも修正は要らないんです。括弧を外すだけでいいんです。ぜひ、この名称の公開、名称の公表というものについては、大臣の今決断で、だれも望んでいないんですよ、農水省だってほかと同じでいいですと言っているんですよ、今までは信金、信組は公表するよということでやつてているわけですから、これは公表するという枠組みで当然いいということですよね。

これは括弧書きを外すというふうに御答弁いただきたいと思います。

**○中川国務大臣** とにかく、協同組合組織の中央機関に資本を注入した場合、その下部組織にそのお金が行つた場合に、そのことを公表するかどうかということについては、もちろん情報公開のルールというものがございますし、他方、先ほど局長の方から、それによる風評被害等々の問題もあるというふうなことも頭の中に入れておかなければ

ればいけないと思います。

そしてもう一つは、私は、これをやることにようつて中央機関の判断の重さというものがますます要求されてくるんだろう。自分の判断で自分

の傘下の組織に国のお金を回していくことの判断をしなければいけないということですから、ある意味では、今まで以上に中央機関がしっかりと注入すべき下部組織をきっちりと調べて、そしてその上で、申請書、ちょっと忘れましたけれども、組合の場合は何というんでしたつけ。経営強化方針を出して、そして手続をきっちりと金融庁の方で審査会等の御意見も聞きながらやつていくということで組み立てられているわけございまして、私は、中央機関の方ももつと今まで以上にしつかり、しつかりというか、しつかり調査をしてもらいたい。そしてまた、大事なお金をきっちりとやってもらいたい。

片っ方では、それが特に、風評、うちのあそこの末端組織にはどうも公的資金が入っているのではないかというようなことは、極力あつてはならないことでございますということを総合的に判断してこういう条文をつくさせていただいたわけでござります。

○川内委員 大臣、この農林中金は、JAバンクという形で信用事業をやつていらっしゃる。他方で農協は、先ほど申し上げたように、購買事業をしてまた共済事業という形で別な事業もやつている。農協の経営の成り立ちというのは、経済事業はもう非常に苦しい経営をしている。それを信用事業で、農林中金から来る、農林中金が運用でもうけたお金で穴埋めしている。しかし、その農林中金も、今、物すごい為替の円高そしてまた外国証券の価格の暴落という形の中で非常に不安を感じていらっしゃるというふうに思うんです。では、これをどうしていくのかというと、本法の目的である中小企業の金融の円滑化に資するようになるよということに関していえば、農林中金を経由して、経済事業で大赤字を食つておる農協にお金が流れます。これは全然法律の趣旨に反し

ているからやつちやいけないことなんですけれども、しかし、名称が公表されなければ、全然そういうことさえ我々はチェックすることができなくなるわけです。

だから、これは名称を公表しないということであれば、その枠組みを崩さないんだということになれば、農林中金の枠組みを外すということになりますよ。

今、与野党で協議をしているわけですから、せめて大臣として、与野党協議でまとまるのであれば、名前の公表については、政府としてもそれは異存ないということをおつしやつていただきたい

というふうに思います。

○中川国務大臣 今、与野党でいろいろと協議していただいているということを聞いております。

○川内委員 それでは最後に、私は、農協のJA

具体的な中身は承知しておりませんけれども、与

野党の協議がまとまれば、当然それは我々尊重しなければいけないというふうに思っています。

○川内委員 個人情報保護法の十五条、十六条では、個人情

報の利用目的の特定、利用目的の制限について

報の利用目的の特定、利用目的の制限について

報の利用目的の特定、利用目的の制限について

報の利用目的の特定、利用目的の制限について

報の利用目的の特定、利用目的の制限について

報の利用目的の特定、利用目的の制限について

報の利用目的の特定、利用目的の制限について

報の利用目的の特定、利用目的の制限について

報の利用目的の特定、利用目的の制限について

うに当たりまして、その利用目的をできる限り特

定しなければならないとされているところでござ

ます。この法律のガイドラインにおきましては、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同

意を得ずに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとされています。

なお、今御指摘の件につきましては、具体的な事例を承知しておりませんので、個別の話につきましてのお答えは差し控えさせていただきたいと

思います。

なお、これも一般論でございますが、農業協同組合の信用事業における法令違反の疑い等につきましては、まずは、監督権限のある都道府県が必要に応じまして農協法九十三条に基づき報告を求める、そういう事柄であると承知しております。

○川内委員 今、何と言つたのかよくわからなかつたんですけども、一般論として、融資先リストを持つて融資先を回つて、特定政党、特定政治家の政治活動用ボスターを張つて回ることは、名簿の目的外利用である、個人情報保護法の違反である、一般論としてはそうですねということを確認しているんですけども、私、別に具体的のことを聞いていませんよ。

○三國谷政府参考人 具体的な事象にはさまざまなものがあるかと思ひますので、そのようなことはつきまして現段階で具体的な形でお答えすることは困難でございますが、今申し上げましたように、一般論として申し上げれば、御指摘の行為といふのが、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱った場合には、個人情報保護法及び同ガイドラインに抵触するものでござりますが、これはあくまでも一般論でございます。

○中川国務大臣 二回目をやるということは考えておりません。

○細野委員 ということは、二年目以降は、経済が悪くなつてもよくなつてもできないわけですか

が悪くなつてもよくなつてもできないわけですか

が悪くなつてもよくなつてもできないわけですか

が悪くなつてもよくなつてもできないわけですか

が悪くなつてもよくなつてもできないわけですか

が悪くなつてもよくなつてもできないわけですか

が悪くなつてもよくなつてもできないわけですか

が悪くなつてもよくなつてもできないわけですか

が悪くなつてもよくなつてもできないわけですか

が悪くなつてもよくなつてもできないわけですか

謝を申し上げたいと思います。

私の方も、農林中金の問題を中心に質問したい

と思うんですが、その前に、きのう発表された経

済対策について、ごく簡潔に幾つか聞きたいと思

います。

まず、中川大臣に確認をしたいんですが、二兆円を財源として、一つの家庭で大体六万円ぐらいの給付金を出すということですが、これは一回

こつきりで終わりですか。もしくは継続の可能性もあるんですか。

○中川国務大臣 これは臨時異例として、次とい

うことは考えておりません。

さて、その次の年は所得が減るということにな

りますね。これは、経済、消費に対してマイナスのインパクトにはなりませんか。

○細野委員 総理自身も、全治三年とおつしやつて

いるわけですね。ことし給付金を出す。税金を

出している人に関して言うと減税ということにな

りますね。これは、経済、消費に対してマイナス

の増加ということになるわけですね。

○中川国務大臣 経済の状況によつてはそ

うことになりますし、ならないかもしれません。

○細野委員 経済の状況によつては継続する可能

性もあるということですか。

○中川国務大臣 二回目をやるということは考

えておりません。

○細野委員 ということは、二年目以降は、経済

が悪くなつてもよくなつてもできないわけですか

ろ期待をしているわけでございます。

○細野委員 極めて希望的な観測を今おつしやいました。

もう一点。この二兆円の財源は、巷間言われております財投特会から、いわゆる積立金、我々は

たいと思うんですが、証券化商品の情報が極めて不透明だという話をされました。その後、問題点を見過ごした監督体制は大いに反省すべきだといふことも、冒頭会見で御自身からおっしゃつています。

の問題もどうあるべきかということをやっていかなければいけないということを、国際社会の中で自分がリーダーシップをとつてやっていきたい。十五日のワシントンでもそのことをぜひ自分は言いたい、やつていきたいということを述べたわけでござります。

いう、やはり非常に、ばば抜きでいうと、どれが  
ばばか判定できない人が多いわけですよ、プロで  
あれば別として。そういう商品なんですよね。  
ですから、国際社会で、それはそれで一つの規  
制のあり方を議論していただくのは結構だけれど  
も、日本国内でも、やはり流通の規制なりリスク  
管理のほう、これはもう早急に食卓へこぼす

○中川國務大臣 財源については、例えば建設公債の部分で出せるものについては建設公債を出すことを考えておりますし、それ以外についてはほかの財源からということで、御指摘のとおり、多くこの財投特会の中からの財源が原資になるだろうというふうに思つております。

か。  
証券化商品の情報が不十分であり、かつ監督が

さらに私が深刻だと思いますのは、大臣、もうですね。

細野委員はばば抜きと言いましたけれども、私はもつとひどい表現なので、ここでは言いません

○細野委員 では、二兆円の財源については財投特会から出すという御答弁をされたわけですが、それを財投特会の積立金を取り崩して、そしてそれを財

督責任、どういうふうにお考えになるか。総理自身がおっしゃつてますから、御答弁いただきたい

連、信連と言われるところですね、県に存在する組織ですが、ここでも有価証券、金銭の信託に

抜きでも何でもないんですよ、みんながハッピーなんですよ。でも、そんなのあり得ないので、一

おつしやつてはいるということとは、年内に法改正も  
出す、そういうことではあります。

商品を持つてゐるか、私、ちょっとわかりませんけれど、要するに、總理がさういふ発表されたて

れています。さらにその下に行くと、市町村のJA設皆です。これは有価証券等で四・

がハッピーでいるなんていうのはあり得ないと  
いうことは、過去の歴史においても、あるはま

年度内に実施する  
思いますけれども。そして、細野委員御指摘のと  
き、一として云々三段三、三段三、三段三、

中小企業 地方 それからいろいろな方々ある。いは対象に置いていろいろなことをやりますといふ、一通りの説明がございました。

化商品を買っている可能性がある。

はこの前、ワシントンで廿日金行のふた ャ  
リックが私に、これはもう心理学の世界だと言つ  
てからミニーをしちづく、どういう形で見判するの

間に合うように法律改正をしていかなければいけないと思つております。

に、証券化商品等が余りにも横暴になつてといふましようか、詐欺的な融資というお言葉をきのう

言うんです。ある投資家は証券関係者ですか  
言うんですね。結局そこに何が入っているかわか

世界でやるなんてのんびりしたことと言つてい  
ないでとおっしゃいますけれども、これは世界で

ということになるわけですね。わかりました。  
もう一つだけ。きのう、麻生総理の会見の中

いてのルールづくりのようなものをやつていかなければいけない。あるいは、格付についてももう一度見直さなければいけない、時価会計等、会計

○細野委員 確かに、一つの幻想をみんなで抱いて、その幻想をみんなが抱いている間はよかつたんだけれども、これが幻想であつたということに気がついたときにばらばらと崩れている。方向として、もう一回この幻想をもう一つ大きくしてつくるのか、もしくは、幻想はあくまで幻想であつたので現実を見ようというふうにするのか、道は二つあって、当然、日本としては後者を選択すべきだと私は思うんですね。大臣もそのことは、御自身が専門家でいらっしゃるので、よくわかつていらっしゃると思うので、やはり国内でもやれることがあるということを私は申し上げたかつたんです。

こればかり話をしていると時間がなくなりますので、この法案の具体的な中身に入りたいと思うんですが、まず大臣、これは簡潔に御答弁いただきたいんです。今回の法改正で、現行法では入つていなかつた信連や単協、JAに対する公的資金を、農中を通じて間接的に入れるという仕組みが導入されますね。まずお伺いしたいのは、従来はなぜ農協や信連は抜けていたのか、今回新たにこれが入つた理由は何なのか。なぜ抜けていて、今回新たに入ったのか。そのわけを教えてください。

○中川國務大臣 前半部分は私がお答えしますけれども、順番としては、なぜ前回抜けていたのかについては、ちょっと事務的に答えさせていいですか。  
○細野委員 通告していませんので答えていただきます。質問自体は通告しています、質問自体は通告していますし、政府委員登録しているんですけど、順番としては、なぜ前回抜けていたのかについては、ちょっと事務的に答えさせていいですか。

○中川國務大臣 前半部分は私がお答えしますけれども、順番としては、なぜ前回抜けていたのかについては、ちょっと事務的に答えさせていいですか。

従来の制度では、信連は国による資本参加の対象としていたものの、個別の農協等についてはその対象とはなつていなかつた。これは、農協等が信用事業以外の事業も取り組むことから、信用事業に着目した収益性の数値目標を設定させ、これを国が継続的にモニターするとの組み合わせにてこなかつたことによるものだということです。

○細野委員 ありがとうございます。簡潔に御答弁いただきました。

○細野委員 ありがとうございます。簡潔に御答弁いただきました。

そこで、今度私がここで問題にしたいのは、では、信用事業以外をやつてている農協が、その事業に公的資金を流す可能性はないのかどうかということがあります。まずはお伺いしたいのは、古本委員もお使いになつた資料で表を出しておりますので、ごらんください。これは、二日前に古本委員もお使いになつた資料ですが、農林水産省の方で把握をしている、一組合当たりのそれぞれの事業における平均的な収益ですね。

○石田副大臣 委員もお話をされましたように、内部補てん、これで補てんをすることは認められていますのはわかっています。ただし、事業間の

経理は区分をされているわけです。しかし、農協というのは、一体として、信用事業、共済事業、または経済事業、生活関連といろいろなことをやつているわけです。総合的に実施をしていると、いうことで、これらの事業を通して農家組合員に最大の奉仕をする、こういうことが目的になつております。したがつて、それぞれの事業が一定の規模を有して、かつ適正に行われていれば、事業間にある程度の收支のやりとりが行われて、全体として単位の農協としての健全性が保たれる、これが目的が達成される、こういうふうに思つておられます。

しかしながら、農業者の協同組織である以上は、農業関係の購買、販売などの経済事業が健全かつ着実に行われているということは重要なことです。

以上です。

○細野委員 内部補てんが認められていると。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

○細野委員 委員御指摘のとおり、農業協同組合は信用事業その他の事業を総合的に行つておるわけでござります。区分経理も実施しているわけでござります。けれども、今回の新しいこの法律の枠組みにおいては、農林中央金庫を中心といたします農協の方からお答えがございましたけれども、この協同組織中央金融機関に対する支援システムは、その協同組織が持つております相互支援機能を使つて違反ですねということを聞いているんです。望ましいとかそういうレベルの話じゃないんです。答弁してください。

○石田副大臣 これは、先ほど申し上げましたように、今回、中小規模の事業者に対する円滑化とういうことでやつてあるわけですから、これはそのまま存続し得ませんから。これを御答弁ください。

○石田副大臣 委員もお話をされましたように、内部補てん、これで補てんをすることは認められていますのはわかっています。ただし、事業間の

経理は区分をされているわけです。しかし、農協

は、私存じ上げています、区分経理が義務づけられていますのはわかっています。ただし、事業間の

内部での補てん、これで補てんをすることを認めていますね。逆に、認められないことと農協

は存続し得ませんから。これを御答弁ください。

○石田副大臣 これは、先ほど申し上げましたよ

うに、今回、中小規模の事業者に対する円滑化と

いうことでやつてあるわけですから、これはその

本来の目的が達成されるために、実際の融資をす

る場合は、それぞれ単位農協で動いているわけです

ね。ですから、そこのところで、単位農協での融

資が行われなくなるということは、これは問題だ

と思いますけれども、それが直ちに法律違反だと

か、委員のおつしやることが法律に違反している

だとか、私はそうは言えないんじゃないかと思いま

す。

○石田副大臣 これは、先ほど申し上げましたよ

うに、今回、中小規模の事業者に対する円滑化と

いうことでやつてあるわけですから、これはその

本来の目的が達成されるために、実際の融資をす

る場合は、それぞれ単位農協で動いているわけです

ね。ですから、そこのところで、単位農協での融

資が行われなくなるということは、これは問題だ

と思いますけれども、それが直ちに法律違反だと

か、委員のおつしやることが法律に違反している

だとか、私はそうは言えないんじゃないかと思いま

す。

○石田副大臣 これは、先ほど申し上げましたよ

うに、今回、中小規模の事業者に対する円滑化と

いうことでやつてあるわけですから、これはその

本来の目的が達成されるために、実際の融資をす

る場合は、それぞれ単位農協で動いているわけです

ね。ですから、そこのところで、単位農協での融

資が行われなくなるということは、これは問題だ

と思いますけれども、それが直ちに法律違反だと

か、委員のおつしやることが法律に違反している

だとか、私はそうは言えないんじゃないかと思いま

す。

○石田副大臣 これは、先ほど申し上げましたよ

うに、今回、中小規模の事業者に対する円滑化と

いうことでやつてあるわけですから、これはその

本来の目的が達成されるために、実際の融資をす

る場合は、それぞれ単位農協で動いているわけです

ね。ですから、そこのところで、単位農協での融

資が行われなくなるということは、これは問題だ

だと思いますけれども、それが直ちに法律違反だと

か、委員のおつしやることが法律に違反している

だとか、私はそうは言えないんじゃないかと思いま

す。

○石田副大臣 これは、先ほど申し上げましたよ

うに、今回、中小規模の事業者に対する円滑化と

いうことでやつてあるわけですから、これはその

本来の目的が達成されるために、実際の融資をす

る場合は、それぞれ単位農協で動いているわけです

ね。ですから、そこのところで、単位農協での融

資が行われなくなるということは、これは問題だ

だと思いますけれども、それが直ちに法律違反だと

か、委員のおつしやることが法律に違反している

だとか、私はそうは言えないんじゃないかと思いま

す。

○石田副大臣 これは、先ほど申し上げましたよ

うに、今回、中小規模の事業者に対する円滑化と

いうことでやつてあるわけですから、これはその

本来の目的が達成されるために、実際の融資をす

る場合は、それぞれ単位農協で動いているわけです

ね。ですから、そこのところで、単位農協での融

資が行われなくなるということは、これは問題だ

だと思いますけれども、それが直ちに法律違反だと

か、委員のおつしやることが法律に違反している

だとか、私はそうは言えないんじゃないかと思いま

す。

○石田副大臣 これは、先ほど申し上げましたよ

うに、今回、中小規模の事業者に対する円滑化と

いうことでやつてあるわけですから、これはその

本来の目的が達成されるために、実際の融資をす

る場合は、それぞれ単位農協で動いているわけです

ね。ですから、そこのところで、単位農協での融

資が行われなくなるということは、これは問題だ

だと思いますけれども、それが直ちに法律違反だと

か、委員のおつしやることが法律に違反している

だとか、私はそうは言えないんじゃないかと思いま

す。

○石田副大臣 これは、先ほど申し上げましたよ

うに、今回、中小規模の事業者に対する円滑化と

いうことでやつてあるわけですから、これはその

本来の目的が達成されるために、実際の融資をす

る場合は、それぞれ単位農協で動いているわけです

ね。ですから、そこのところで、単位農協での融

資が行われなくなるということは、これは問題だ

だと思いますけれども、それが直ちに法律違反だと

か、委員のおつしやることが法律に違反している

だとか、私はそうは言えないんじゃないかと思いま

す。

○石田副大臣 これは、先ほど申し上げましたよ

うに、今回、中小規模の事業者に対する円滑化と

いうことでやつてあるわけですから、これはその

本来の目的が達成されるために、実際の融資をす

る場合は、それぞれ単位農協で動いているわけです

ね。ですから、そこのところで、単位農協での融

資が行われなくなるということは、これは問題だ

だと思いますけれども、それが直ちに法律違反だと

か、委員のおつしやることが法律に違反している

だとか、私はそうは言えないんじゃないかと思いま

す。

○石田副大臣 これは、先ほど申し上げましたよ

うに、今回、中小規模の事業者に対する円滑化と

いうことでやつてあるわけですから、これはその

本来の目的が達成されるために、実際の融資をす

る場合は、それぞれ単位農協で動いているわけです

ね。ですから、そこのところで、単位農協での融

資が行われなくなるということは、これは問題だ

だと思いますけれども、それが直ちに法律違反だと

か、委員のおつしやることが法律に違反している

だとか、私はそうは言えないんじゃないかと思いま

す。

○石田副大臣 これは、先ほど申し上げましたよ

うに、今回、中小規模の事業者に対する円滑化と

いうことでやつてあるわけですから、これはその

本来の目的が達成されるために、実際の融資をす

る場合は、それぞれ単位農協で動いているわけです

ね。ですから、そこのところで、単位農協での融

資が行われなくなるということは、これは問題だ

だと思いますけれども、それが直ちに法律違反だと

か、委員のおつしやることが法律に違反している

だとか、私はそうは言えないんじゃないかと思いま

す。

○石田副大臣 これは、先ほど申し上げましたよ

うに、今回、中小規模の事業者に対する円滑化と

いうことでやつてあるわけですから、これはその

本来の目的が達成されるために、実際の融資をす

る場合は、それぞれ単位農協で動いているわけです

ね。ですから、そこのところで、単位農協での融

資が行われなくなるということは、これは問題だ

だと思いますけれども、それが直ちに法律違反だと

か、委員のおつしやることが法律に違反している

だとか、私はそうは言えないんじゃないかと思いま

す。

○石田副大臣 これは、先ほど申し上げましたよ

うに、今回、中小規模の事業者に対する円滑化と

いうことでやつてあるわけですから、これはその

本来の目的が達成されるために、実際の融資をす

る場合は、それぞれ単位農協で動いているわけです

ね。ですから、そこのところで、単位農協での融

資が行われなくなるということは、これは問題だ

だと思いますけれども、それが直ちに法律違反だと

か、委員のおつしやることが法律に違反している

だとか、私はそうは言えないんじゃないかと思いま

す。

○石田副大臣 これは、先ほど申し上げましたよ

うに、今回、中小規模の事業者に対する円滑化と

いうことでやつてあるわけですから、これはその

本来の目的が達成されるために、実際の融資をす

る場合は、それぞれ単位農協で動いているわけです

ね。ですから、そこのところで、単位農協での融

資が行われなくなるということは、これは問題だ

だと思いますけれども、それが直ちに法律違反だと

か、委員のおつしやることが法律に違反している

だとか、私はそうは言えないんじゃないかと思いま

す。

○石田副大臣 これは、先ほど申し上げましたよ

うに、今回、中小規模の事業者に対する円滑化と

いうことでやつてあるわけですから、これはその

本来の目的が達成されるために、実際の融資をす

る場合は、それぞれ単位農協で動いているわけです

ね。ですから、そこのところで、単位農協での融

資が行われなくなるということは、これは問題だ

だと思いますけれども、それが直ちに法律違反だと

か、委員のおつしやることが法律に違反している

だとか、私はそうは言えないんじゃないかと思いま

す。

○石田副大臣 これは、先ほど申し上げましたよ

うに、今回、中小規模の事業者に対する円滑化と

いうことでやつてあるわけですから、これはその本来の目的が達成されるために、実際の融資をする場合は、それぞれ単位農協で動いているわけですね。だから、それで違反ですねということを聞いているんです。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

ういつたものを使いまして、農林中央金庫からで

はなく、農林中央金庫を通じて、支援法人、こういった既にあります法的な枠組みを通して、これも従来から信用事業の再編強化という形でやつております。したがって、委員御指摘のような事態が生じないような法的な枠組みを用意しておりますとして、そこに今回の支援システムを注入するといふことで措置をすることにいたしております。

ですから、先ほど申し上げておりますように、農業協同組合等に対し、信用事業を中心にしてやつておるということをございます。

○細野委員 全然答えていないんです。局長、もう一回だけ聞きます。簡潔に答えてください。

この法律では、信用事業以外の農協がやつておる業務に対して公的資金が導入をされることは法的に許されているのか許されていないのか、この法律でどうなんだということを聞いているんです。内部補てんは認められているというのは副大臣がさつきおつしやったんだから、この法律に関して聞いています。

○高橋政府参考人 この法律におきましては、基本的には、信用事業の再編及び強化ということが目的で、最終的には地域金融のいわゆる中小規模の事業者に対する信用供与ということでござりますけれども、そこに着目をいたしますのは農協の信用事業ということでござります。(発言する者あり)

○田中委員長 速記を起こしてください。

細野豪志君。

○田中委員長 農水省 答えられるでしょう、高橋局長。(細野委員「さつきから同じことを聞いておるから、一回とめてください」と呼ぶ)

〔速記中止〕

○細野委員 条文を答えられないんですね。しっかりとここを整理してください、これは重大なところです。だから、(発言する者あり)では、一回とめてください。

○田中委員長 農水省 答えられるでしょう、高橋局長。(細野委員「さつきから同じことを聞いておるから、一回とめてください」と呼ぶ)

○細野委員 では、どうやつて信用事業に限定をするのか。信用事業以外に補てんをした場合に法違反になるという根拠を簡潔に答弁してください。

○中川國務大臣 個別の農協は都道府県です。

○細野委員 できないんじゃないですか。今、大臣、その前に検査しますとおつしやつたけれども、できないじゃないですか。

○中川國務大臣 だから、さつき申し上げたように、相互支援制度を活用し、しかも、お金を出す方の中央機関がもつと厳しくこういう体制の中では防げない、そういう答弁ですよ、今のは。

○細野委員 時間がなくなりましたからこれはやつていくことが必要だということをさつき申し上げたわけあります。それを金融庁が監督するということです。

○中川國務大臣 私は、一番最初に出でてくる四条の中规模の事業者に対する信用供与の円滑化云々、随分そういうのが出てまいります。それから三十四条も今読みましたけれども、今何か農協の発揮に係るものを見たので非常に混乱しましたけれども、そもそもこれは公的資金を中小

ことでござります。

○細野委員 ちょっとよくわからないんですが、これが、中央機関、すなわち農中がこういうふうにしますよという方針を書くということを書いています。そして、そういうシステムに今回この新しい法律で資金を投入するわけでござりますけれども、当然のことながら、そこに入れるのは、信用事業に着目した形で入れるわけでござります。

○細野委員 三十一条の三は私も読みましたが、

大臣、これは大事なところなので申し上げます

が、これは中央機関、すなわち農中がこういうふうにしますよという方針を書くということを書いていますのであって、それ以外のことに使いません

ということを担保する条文ではないです。

○細野委員 私も事前に何度も確認しましたが、農水省の基

本的な認識は、ほかに補てんをすることも農協の機能を考えれば仕方ないですというのもとも

との考え方なんです。今再編強化法の話をされました

が、今は後からとつた理屈であつて、この法

律とは関係ない話なんです。大臣、いいですか。

それでは、この条文をよく読んでください。ほ

かに使えないということを、はつきり限定してそ

れを特定するものではありません。また、仮に百歩譲つて、ここで投入をされる公的資金がそれに使われるとしても、大臣、いいですか、ここで事前にも内部補てんが認められているんだから、事前に内部補てんが認められているんだから、事前もしくは事後に、信用事業には補てんをしてもらえるから今ほかの、例えば農業関係とか子会社で穴があいているから埋めておいて、こういう財務状況ですよというのを農協がやれるんですよ。

これは、金融担当の大臣としてこんなことを許

していいんですか。これを国民に対して、いや、

大臣、ここできちつと説明できないと、この

スキーム自体破綻していますよ。大臣に答弁願い

ます。

○中川國務大臣 私は、一番最初に出でてくる四条

の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化

云々、随分そういうのが出てまいります。それから三十四条も今読みましたけれども、今何か農協

の発揮に係るものを見たので非常に混乱しましたけれども、そもそもこれは公的資金を中小

でござりますので、当然のことながら、他事業の欠損の補てんに当たるものはこの方針には掲げる

ことができない。したがつて、先ほど以来委員が

おつしやられているような他事業の穴に充てるこ

とはできないということでおざいます。

○細野委員 三十四条の三は私も読みましたが、

法の目的でございますけれども、基本的スキーム

が信用事業の強化を図るために何条何項でそこに行つた資金

というものが信用事業以外に行かないということが

担保されているのか、御説明ください。

○細野委員 三十四条の三は私も読みましたが、

法の目的でございますけれども、基本的スキーム

が信用事業の強化を図るために何条何項で

ございます。そして、そういうシステムに今回こ

れども、当然のことながら、そこに入れるの

ことはできないということでおざいます。

○細野委員 三十四条の三は私も読みましたが、

法の目的でございますけれども、基本的スキーム

が信用事業の強化を図るために何条何項で

ございます。そして、そういうシステムに今回こ

れども、当然のことながら、そこに入



いけないと思いませんけれども、過去においては相当農林省が農中に對して影響力を及ぼすというこ

とも、ほかの例も多々あつたと思いませんけれども、ひよつとしたら農中においてもあつたのかも知れません。

○細野委員 最後に、もう時間が来ましたので、お許しをいただきて一問だけ。

大臣、私は、農中という組織は官の関与の極めて強い、公的の色彩の強い組織だというふうに思っています。そこに公的資金を導入する可能性というのがそんなに遠くない将来に来る可能性もあるというふうに見ていています。

最後にお伺いをしたいのは責任問題なんです

が、実は住専のときも同じような議論があつたんだけれども、さつき鈴木克昌委員が質問された、実は農中を初めとした農協系統のものについて公的資金が導入をされた。ところが、改めて驚くんですが、公的資金が導入をされて、税金が投入をされたんだけれども、理事長さんはそのまま居座つておられますね。やはりこの政治力、それも含めて、それは農中というのすごい力を持つているんですよ。

少なくとも公的資金が導入をされたときには当然理事長は責任をとるべきである、その責任は少なくとも免れないとは私は思いますが、大臣、そこを御答弁いただきたいと思います。

○中川國務大臣 この法案の審議の中で、責任の議論が随分ございました。前回は、もう少し具体的になるようにルールを決めてお示ししたいということを申し上げました。

○細野委員 住専のときも、結局、母体行なんかは責任があるからといって、それでおやめになつた方が多いです。そのときも農中は、いや、世界的な金融のことに関しては責任を持つていませんからと逃げ切つたんですよ。今回も、午前中の上野理事長の答弁を聞いていると、いや、世界的な金融

危機ですからそのときはしようがありませんみたいたな答弁がありましたね。

また、これだけ投機にそれこそ突つ込んだ農中

が、結局、そういう外的な要因でそうなつたんだ

ことをはつきり申し上げておきたいと思います。

以上で終わります。

○田中委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党的佐々木憲昭でございます。

まず、金融機能強化法の仕組みについて確認を

したいと思います。

○内藤政府参考人

日本共産党的佐々木憲昭でございます。

この法案では、資本注入の資金、これは預金保

険機構が政府保証によつて調達し、最終的な損失

が出た場合は税金で負担する、そういう仕組みに

なつております。利益が出ればいいけれども、損失が出たら最終的にツケが国民に回る、そういう

仕組みだというふうに理解をしておりますが、この点、もう一度確認したいと思います。

○内藤政府参考人 お答えいたします。

資本注入に係る資金は預金保険機構から調達を

いたしておりますが、預金保険機構は政府保証に

百億ドルの買い取り権限が財務長官に付与されると大統領が承認した場合には、この買い取り権限に千億ドルが追加され、その後、大統領が財務長官の買い取り計画に関する報告書を議会に提出し、十五日以内に合同決議がなされた場合には、残りの三千五百億ドルの買い取り権限が財務長官に与えられるものと承知をしております。

なお、現時点では、十月十四日に大統領が一千億ドルの追加を承認しておりますことから、財務

長官の買い取り権限は三千五百億ドルとなつていておりましますが、委員御指摘のとおり、損失が発生をいたしまして返済ができないということになりましたら、最終的には政府の負担ということで運営をされますが、委員御指摘のとおり、損失が発生をいたしまして返済ができないということになります。

○佐々木(憲)委員 基本的には私が言つたとおりだと思うんです。

そこで、次に問題は、買取った不良資産を処分する、あるいは資本注入で手に入れた株式等を売却して五年後にお損失が出た場合、それはどうなるのか。損失は直ちに財政負担となる、そういう仕組みになつていて

いるんです。

○佐々木(憲)委員 そこで、アメリカの緊急経済安定化法、これはどういう仕組みになつていて

いるんです。

○内藤政府参考人 お答えいたします。

米国の緊急経済安定化法では、その施行から五

年が経過した段階で、行政管理予算局長が議会予算局長と協議の上、同法に基づく不良資産救済プログラムを通じまして政府が保有することとなつた金融資産の純資産額を議会に報告することとされています。

○佐々木(憲)委員 したがつて、日本はアメリカとは随分違つて、国民負担が簡単に発生する、そういう法案を提案されているということが確認されました。これ自体、私は非常に重大な問題だと思いますよ。やはり国民負担がない方法だつて考えられるわけでありまして、それを選択しなかつたというのは、私は根本的にこれは容認できないシステムであると思っております。

○内藤政府参考人 次に、金融機能強化法案の資本注入の対象であります、地域金融機関の範囲についてであります

案を提出する旨の規定が盛り込まれているものと承知しております。

○佐々木(憲)委員 今の説明では、最終的に欠損が生じた場合、損失が生じた場合は、五年後にこの金額について確定をして大統領が法案を提出する、その場合、財政負担にならないよう銀行業

が、結局、そういう外的な要因でそうなつたんだ

ことをはつきり申し上げておきたいと思います。

以上で終わります。

○田中委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党的佐々木憲昭でございます。

まず、金融機能強化法の仕組みについて確認を

したいと思います。

○内藤政府参考人 米国の緊急経済安定化法でござりますが、不良資産救済プログラムを通じまして最大七千億ドルの不良資産の買い取り権限が政

府に与えられていると承知しております。

その内訳をいたしまして、法案成立時に二千五

百億ドルの買い取り権限が財務長官に付与されると大統領が承認した場合には、この買い取り権限に千億ドルが追加され、その後、大統領が財務

長官の買い取り計画に関する報告書を議会に提出し、十五日以内に合同決議がなされた場合には、残りの三千五百億ドルの買い取り権限が財務長官に与えられるものと承知をしております。

なお、現時点では、十月十四日に大統領が一千億ドルの追加を承認しておりますことから、財務

長官の買い取り権限は三千五百億ドルとなつていておりましますが、委員御指摘のとおり、損失が発生をいたしまして返済ができないということになります。

○佐々木(憲)委員 基本的には私が言つたとおりだと思うんです。

そこで、次に問題は、買取った不良資産を処分する、あるいは資本注入で手に入れた株式等を売却して五年後にお損失が出た場合、それはどうなるのか。損失は直ちに財政負担となる、そういう仕組みになつていて

いるんです。

○内藤政府参考人 お答えいたします。

す。これは、ノンバンクというのは適用の対象外というふうに考えてよろしいですね。

○谷本副大臣 金融機能強化法は銀行等の預金等取扱金融機関を対象としておりますので、ノンバンクは対象とはなっておりません。

○佐々木(憲)委員 金融機能強化法の中心的な目的は、中小企業金融の円滑化を図るということです。これは、簡単に言いますと、大臣、貸し出しをふやすということ、あるいは貸し出しを少なくとも減らさない、そういう目標を持つたるということだと思いますが、そう理解してよろしいですね。

○中川国務大臣 その金融機関の取引先のニーズにできるだけこたえるということだと思います。私は、中小企業に対し親切に対応し、融資を拡大する、あるいはそう簡単に引き揚げるということはしない、こういうふうに理解してよろしいかと思います。

さて、そこで、この中小企業向け貸し出しであります、例えれば、毎年、大幅に貸し出し計画を減らす、そういう計画を持つて、こういう銀行の場合は、当然そんなのは注入の対象にならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○内藤政府参考人 金融庁といたしましては、国の資本参加後においては、当該金融機関の中小企業向け貸し出しの円滑な方策等の実施状況について、定期的にフォローアップを行うこととなつております。仮に計画の履行に改善が見られない場合には、報告徵求によりまして原因を精査いたしまして、さらに改善の努力が認められないという場合には、必要に応じて計画を履行するための監督上の措置を講ずるということにしております。なお、具体的な方策につきましては、今後の政令等の作業の中で検討していくこととなつておりますけれども、その際には現行の実務における割合が計画の始期を下回った場合には、まず一期目の場合には報告徵求を検討する。二期目につきましては……

○佐々木(憲)委員 質問に答えていないんですけどね。○内藤政府参考人 もう少し申し上げますと、現行の監督指針における監督上の措置におきましては、内藤政府参考人 金融庁といたしましては、国

して、今後、中小企業向け貸し出しの水準が適切に確保されるような制度、運用となるよう検討を進めています。

○佐々木(憲)委員 中小企業向け貸し出しの金額全体が毎年毎年減るような、そういう計画を持つている銀行、あるいは貸し出しの比率がどんどん低下するような、そういう銀行というのは、これは、当然最初から注入の対象にならないと思うんであります。

○内藤政府参考人 今回の金融機能強化法案の提出の大きな理由といたしましては、やはり世界の経済、金融が激変をいたしまして、それに基づく大きなダメージを受けたという事に対しても、放棄しておりますとさまざまな悪影響が生じる、これが改善し、さらによくしていこう、中小企業金融の円滑化を図つていこうというのが趣旨でござります。

○佐々木(憲)委員 二つにこたえると、これは、中堅企業金に、金融機関の状況について常に密接にフォローアップをして、問題があればこれを是正していく、そういう対応をとつていただきたいということです。

○佐々木(憲)委員 質問に答えていないんですけどね。○内藤政府参考人 もう少し申し上げますと、現行の監督指針における監督上の措置におきましては、内藤政府参考人 金融庁といたしましては、国

けれども、そんなところは対象にならぬということがだということはどうなんですか。

○内藤政府参考人 申請時におきましては、私ども現在検討しておりますのは、例えば四%の基準の未達行におきまして、從来であれば一律に經營責任を求めるというような取り扱いでございましたけれども、いかがでしようか。

○中川国務大臣 金融監督行政のルールにのつて、仮に内生的な問題で陥つたという場合には、やはり経営体制というものが責任ある形で確立しているかどうかということを精査いたしまして、それがそするなら申請に乗つてくるというふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 どうぞお聞かせください。

○佐々木(憲)委員 大体、質問にまともに答えるのはけしからぬ。そんな話を聞いているんじゃないでしよう、私は、なぜこんな質問をしたかというと、新銀行東京を念頭に置いているからなんです。

○佐々木(憲)委員 地方自治体が支配株主となつている金融機関ということですから答えてください。

○内藤政府参考人 一行だけでございます。

○佐々木(憲)委員 極めて特殊な銀行であります。

○内藤政府参考人 その新銀行東京は、石原都知事が二〇〇三年の知事選挙で設立を公約し、東京都が一千億円を出資して二〇〇五年四月に開業したものであります。当時、自民、公明、民主がこの設立に賛成しておりました。しかし、赤字決算が続いて、ことし三月決算では累積欠損が一千億円を超えております。この春に多くの反対を押し切つて、自民、公明が賛成して四百億円もの追加出資を決めた。極めて異常な事態であります。

○佐々木(憲)委員 そういう意味ではなくて、それは注入後の、要するに、経営計画を出させた後の対応でしよう。それを聞いているんじやないんです。本来この金融機能強化法の対象となるべき金融機関というのは、中小企業に対する貸し出しをどんどん減らすような銀行、最初からそんな計画を持つていてる銀行というのはまれだと思います。

本基金の八五%、千十六億円に達しているわけですね。

○佐々木(憲)委員 有価証券などの資金運用による損失も巨額なものであります。四百億円の追加出資のほとんどは、リスクの高いファンド事業、そのためには、リスクの高いファンド事業、それのために使われた、そういうふうに言われておる。

○中川国務大臣 金融監督行政のルールにのつて見てまいりたいと思います。

○佐々木(憲)委員 この金融監督行政のルールだけれども、検査はこの前やつたそうですが、中身はまだ公表されておりません。

十月二十七日になりますと、融資を行なう際業者の決算書類を改ざんし、五千万円を不正にだまし取つたということで、元行員と不正融資を受けた業者が詐欺容疑で逮捕されております。銀行の内部調査で不正が疑われる融資が三十件以上も見つかつた。政治家や議員秘書らの口ききも取りざたされております。

再建計画が出ておりますが、この計画自体が問題で、融資対象は、この三月一万三千社、これをどんどん減らしていく、六千社に減らす、二分の一以下に削る計画になつております。新規の融資拡大はほとんどありません。

石原知事は、発足当時、こういうことを言つてゐたんです。何でもかんでも困つてて、中小企業にお金を貸すわけにはいかない。この間インターネットなどで、お魚屋さんだか八百屋さんだか、うちには貸してくれないと言うが、それはそんなだからと。まあ驚くべき発言であります。こんなことを言って、何のための銀行なんでしょう。

うところに偏っている。事実上、これはノンバンクであります。投資組合化しているとも言われております。店舗が六店舗あったのが一店舗になります。初めからこんな銀行は公的資金の対象になるわけがない。

大臣、こういう要件を欠いているようなところは最初から対象にすべきじゃないんじやありませんか。

○中川国務大臣 この法律ができ上がった後いろいろなルールもさらに細かくつくつて、そのルールどおりにやつていきたいと思います。

○佐々木(憲)委員 大体、こんなところに公的資金を投入するのは私は間違いだと思うんですよ。税金をどぶに捨てるようなものだとも言われているんです。

したがって、金融庁は厳しくこういうものに対応すべきだということを最後に申し上げまして、終わります。

○田中委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時一分散会

平成二十年十一月十四日印刷

平成二十年十一月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D